



西宇和農業協同組合

ディスクロージャー誌

レポートにしようわ 2023

平成5年度第1回

通常総代会資料

平成5年度業務報告書
平成6年度事業計画書

● 日付 平成6年5月18日

● 場所 八幡浜市民スポーツセンター
2階サブアリーナ

JAにしようわ合併30周年

JA Nishiuwa 30th Anniversary



西宇和農業協同組合



JA Nishiuwa
30th Anniversary

目次

ごあいさつ	1	開示基準別の債権の分類・保全状況図	61
プロフィール	2	直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	62
経営理念	2	直近の2事業年度における主要な業務の状況を示す指標	63
当JAの沿革	3	利益総括表	
経営基本方針	4	資金運用収支の内訳	
JA自己改革に向けた取り組み	5	受取・支払利息の増減額	
地域に根差す金融機関として	10	利益率	
経営の組織	11	貯金に関する指標	
経営管理体制		貸出金に関する指標	
組織機構		内国為替取扱実績	
組合員の状況		有価証券に関する指標	
組合員組織の状況		共済事業	
役員一覧		その他事業	
会計監査人の名称		自己資本の充実の状況	72
職員の状況		自己資本の構成に関する事項	
地区		自己資本の充実度に関する事項	
店舗一覧（信用店舗）		信用リスクに関する事項	
〃（信用店舗外）		信用リスク削減手法に関する事項	
A T M設置店及び営業時間・休日稼働一覧		派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	
事業の概況	16	証券化エクスポージャーに関する事項	
C S Rへの取り組み	17	出資その他これに類するエクスポージャーに 関する事項	
健全な組織運営		リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	
環境との調和		金融リスクに関する事項	
地域社会への貢献		連結情報（グループの概況）	82
リスク管理情報	19	グループの事業系統図	
法令遵守の体制	20	子会社等の状況	
内部統制システム基本方針		連結事業概況	
個人情報保護方針		最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
情報セキュリティ基本方針		直近の2連結事業年度における財産の状況	84
金融商品の勧誘方針		連結貸借対照表	
金融円滑化にかかる基本方針		連結損益計算書	
JAバンク利用者保護等管理方針		連結キャッシュ・フロー計算書	
利益相反管理方針		連結注記表	
マネー・ローンダリング等および 反社会的勢力等への対応に関する基本方針		連結剰余金計算書	
金融A D R制度への対応	30	連結剰余金計算書	
内部監査体制	31	農協法に基づく開示債権	
自己資本の状況	31	連結事業年度の事業別経常収益等	
主な事業のご案内	32	連結自己資本比率の状況	
信用事業		連結自己資本の充実の状況	102
共済事業		自己資本の構成に関する事項	
購買事業		自己資本の充実度に関する事項	
農業経営事業		信用リスクに関する事項	
販売事業		信用リスク削減手法に関する事項	
系統セーフティネット	41	派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	
直近の2事業年度における財産の状況	42	証券化エクスポージャーに関する事項	
貸借対照表		出資その他これに類するエクスポージャーに 関する事項	
損益計算書		リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	
注記表		金融リスクに関する事項	
事業管理費の内訳		ディスクロージャーに関するQ & A	110
剰余金処分計算書		店舗所在マップ	
部門別損益計算書			
配賦割合			
部門別の資産			
財務諸表の正確性等にかかる確認	60		
会計監査人の監査	60		

本誌は農協法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

はじめに

情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「レポートにしよう2023」を作成いたしました。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月 西宇和農業協同組合



経営管理委員会会長
都築 雅秀



代表理事理事長
小笠原 栄治

組合員の皆様には、日頃より J A 運動並びに事業各般に亘って格別のご理解とご支援をいただき、衷心より厚くお礼申し上げます。また、今年度創立 30 周年を迎えることとなりました。長年にわたりご愛顧賜り重ねてお礼申し上げます。

さて、ようやく新型コロナウイルスが収束へ向かい 5 月には第 5 類感染症への移行がなされました。3 年間にわたり日常生活も事業活動も様々な制限の影響を受けておりましたが、これからはお互いに顔を合わせ笑顔で話すことが出来るようになると思います。また、予期せぬロシアのウクライナ侵攻は世界経済に大きな影響を与え、特に燃料・食料、そして農業の生産資材はかつてない価格高騰に見舞われました。すぐにでもこの紛争が落ち着き平和な世界に戻ることを強く望みます。私達の生活形態等も大きく様変わりし、経済環境も変化し続けています。加えて国内の人口減少・高齢化が急速に進み、地方都市の当管内は危機的な状況が迫っています。

このような状況の中、農協経営においては事業利益が前年を下回ったものの、当期剰余金では前年度・計画ともに上回る事が出来ました。また、生産量減と寒波被害で心配された柑橘販売は、温州みかん 101 億円、中晩柑 46 億円、落葉等 3 億円となり、5 年連続で販売額 150 億円を突破することが出来ました。その反面、柑橘販売が屋台骨の当農協では、産地を維持し農家の所得向上を図る上での課題が山積しています。選果場施設及び生産組織の再編は待ったなしの状況であり、昨年度設定した「中期経営計画」でも第一の課題として取り組みを加速させています。一方、労働力の確保や新たな担い手確保については、地域と行政のご理解・ご協力もあり、仕組みが定着化し安定した成果が上がっています。

これからは農業・J A ばかりでなく地域、社会全体が大きく急速に転換していくことと思われれます。今後も自己改革を実践しゆるぎない経営基盤の確立と、組合員と地域を支える「オンリーワンにしよう」を目指し役職員一丸となって取り組んでまいります。

皆様の変わらぬご理解、ご協力をお願い申し上げます。挨拶といたします。

プロフィール (令和5年3月31日現在)

設 立	平成5年10月
本 店 所 在 地	八幡浜市江戸岡1丁目
出 資 金	29億円
総 資 産	1,738億円
単体自己資本比率	17.52%
組 合 員 数	10,752人
役 員 数	31人
職 員 数	422人



経営理念

私たちは農業を振興し、地域の活性化をはかり、
夢と活力あるJAを目指します。

基本理念

農 業

私たちは、地域の農業振興を最優先課題に位置づけて、先人が築いてきた「西宇和産地」をより発展させ、JAの命の源である農業と農家を守ります。

地 域

私たちは、地域の人々との心と心のつながりを大切にし、活力ある「農」と共生する社会づくりの実現に向けて、地域の中核を担う活動を積極的に進めます。

組 織

私たちは、組合員との「信頼のきずな」を大きく育て、生産組織の活性化や経営への担い手、女性の参画・連携を積極的に進めます。

くらし

私たちは、組合員・地域の人々が明るく元気に暮らせるよう、相談機能の強化や出向く体制づくりを進め、くらしの安全や健康を守る事業活動に取り組めます。

経 営

私たちは、いつまでも安心して利用いただける確固たる経営基盤の確立を目指して、コンプライアンス態勢や自己責任体制の強化に向けて、JA改革を果敢に実践します。

当JAの沿革（JAにしようの歩み）

平成元年6月9日	八西地区農協合併研究会の発足
平成4年4月7日	八西地区農協合併促進協議会の発足
平成5年5月6日	合併予備契約調印式
5月18日	合併臨時総会 西宇和青果農協
5月19日	合併臨時総会 八幡浜青果農協他13農協
5月22日	西宇和農協設立委員会の発足
平成5年10月1日	西宇和農協 設立
平成8年7月31日	川上共選第45回全国農業コンクール「農林水産大臣賞」受賞
10月1日	株式会社ジェイエイにしよう設立
11月23日	川上共選第35回農林水産祭「天皇杯」受賞
平成11年1月6日	経済センターオープン
2月5日	三崎共選1998年度「朝日農業賞」受賞
平成12年4月1日	高齢者福祉事業開始
平成13年4月1日	オートパル(株)ジェイエイにしようへ移行
4月2日	JAにしよう会館竣工（本店・八幡浜支店営業開始）
平成15年7月1日	八幡浜営農管理センター／葬祭会館「ルミエールにしよう」落成
平成16年6月24日	経営管理委員会制度へ移行
平成20年4月1日	伊方町農業支援センター設置
7月28日	保内支店・保内営農管理センターオープン
平成21年7月24日	三崎共選第57回全国農業コンクール「農林水産大臣賞」受賞
9月28日	4支店体制スタート
平成22年10月21日	第19回愛媛農林水産賞受賞
平成23年10月28日	JASS-PORTにしようオープン
平成26年6月30日	経済センター 太陽光発電開始
平成26年9月30日	中央選果場 太陽光発電開始
平成27年4月1日	乗合車「ほのぼの号」運行開始
平成27年10月1日	移動購買車「だんだん号」運行開始
平成27年11月12日	みかんの里宿泊合宿施設「マンダリン」オープン
平成28年11月12日	特産センター「甘柑日和」リニューアルオープン
平成29年1月27日	移動購買車「だんだん号」2号車運行開始
平成29年12月14日	JAこしみずとの姉妹JA協定締結
平成30年1月19日	伊方支店新築開店
平成31年2月15日	農業労働力確保産地間連携協議会設立（JAふらの・JAにしよう・JAおきなわ）
令和元年10月30日	初めての公認会計士監査（期中監査Ⅰ）
令和3年3月1日	神山出張所リニューアルオープン
令和3年11月10日	南海放送株式会社と「南海放送ラジオ（エフナン）を活用した農産物情報等の発信に関する協定（PAL協定）」締結
令和4年3月25日	JA全中の「令和3年度優良農業協同組合表彰」受賞
令和5年3月4日	八協共選第52回日本農業賞「集団組織の部・優秀賞」受賞
4月17日	保内営農管理センター移転に伴い「保内営農経済センター」設置
5月10日	八協共選と三瓶共選が合併し「みな共選」設立

事業計画の取り組みについて

■ 中長期経営計画

平成8年4月第1次長期経営計画（POWERS PLAN）策定 → 平成13年4月第2次長期経営計画（POWERS PLAN DASH21）策定 → 平成18年9月第3次長期経営計画（POWERS PLAN2012）策定 → 平成25年6月中期経営計画（POWERS PLAN2015）策定 → 平成28年6月中期経営計画（POWERS PLAN2018）策定 → 令和元年6月中期経営計画（R3 Plan 2019～2021） → 令和4年6月中期経営計画（R5 Plan 2022～2024）

■ 営農振興計画3ヶ年計画

平成7年3月第1次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成10年5月第2次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成13年4月第3次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成16年8月第4次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成19年7月第5次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成22年7月第6次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成25年7月第7次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成28年10月第8次営農振興3ヶ年計画策定 → 令和元年6月第9次営農振興3ヶ年計画策定 → 令和4年7月第10次営農振興3ヶ年計画策定

経営基本方針

令和4年度の国内経済は長引く新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない環境の中、昨年2月にはロシアによるウクライナ侵攻が始まり、世界中でサプライチェーンが分断、その後追い打ちをかけるように急激な円安ドル高が進みました。燃料、原材料の高騰、半導体不足などにより自動車関連など多種多様な生産現場では安定的な生産に水を差される状況を招きました。現在は円安進行も一服し原料市況もピーク時より落ち着きを見せておりますが、ロシア・ウクライナ情勢は収束が見通せず、中国の動向も不透明な中、肥料原料、穀物や各種資材の価格も以前の水準に戻るにはまだまだ時間を要すると思われまます。

このような情勢の中、県内JAでは既に広域合併をして20年以上を迎えており、この間に組合員の高齢化や世代交代、組合員数の減少など、JAの組織基盤である組合員構成も大きく変化、多様化しています。基盤である地域の人口減少は進み、県内の人口は将来予測で2045年には100万人を切り、現在より30万人減少する予測となっております。そうした中、JAグループ愛媛では持続可能な農業・農村づくりに向け、地域一体となった活力ある産地づくりや環境調和型農業の実践・拡大、自己改革の進化を進め、国民が必要とし消費する食材はできるだけその国で生産する「国消国産」の国民への理解醸成に取り組んでまいります。次世代へつなぐ愛媛農業と地域共生の未来づくりの着実な実践が重要だと感じております。

それを踏まえて、今年度、発足以来30年目の節目を迎え、さらなる成長と発展をめざし、「次世代につなぐ柑橘産地 創造と挑戦」を掲げ、日本一のみかんの里を継承するために、第10次営農振興計画と中期経営計画を基軸として柑橘の高品質安定生産、担い手への支援、新規就農者の確保・支援など柑橘の生産販売に果敢に取り組んでまいります。そして、業務に携わる職員の減少が続き高齢化も進む中、店舗、基幹業務の集約と効率化を計画的に進め、健全経営と持続可能な経営基盤の強化を図ってまいります。

さらに組織整備については令和6年開催予定の第39回JA愛媛県大会で「県1JA構想(案)」の具体的な策定に向け、県域レベルで解決すべき課題を明確にして慎重に協議してまいります。

■ 重点実施事項

- (1) 担い手の育成と安定的な労働力の確保を行い農家支援を実践します。
- (2) 高品質安定生産と長期安定供給を確立し、次世代につなぐ農業の振興に取り組めます。
- (3) 組合員との積極的な対話運動を行い、意思の反映と運営参画の体制づくりに努めます。
- (4) 将来を見据えた持続可能な経営基盤の強化及び自己改革の実践に取り組めます。
- (5) 自律的なコンプライアンス内部管理態勢の確立と維持に取り組めます。
- (6) 業務運営の人材確保と育成を図り、活力ある職場づくりに取り組めます。

J A 自己改革に向けた取り組み（令和 5 年 3 月 31 日現在）

R 5 Plan2022～2024 ～次世代へつなぐ柑橘産地 創造と挑戦～

J A にしうわでは、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする自己改革の実践に取り組んできました。

その結果、多くの組合員から一定の評価をいただき自己改革への一層の期待を感じています。地域になくてはならない J A であり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、「不断の自己改革」に取り組んでいます。

（農業振興部門 農業支援・組織関係）

農作業支援の充実強化による生産農家戸数・栽培面積の維持・確保 会員の維持と組織活動の活性化と連携強化

- 栽培面積 温州／1,450ha 中晩柑／1,100ha
- 協力組織連携強化 活動回数 20 回／年

重点実施事項	2023.3 月末までの具体的取組進捗状況	2024 年度末目標値
1. 担い手支援	<ul style="list-style-type: none"> ●収穫アルバイト受入農家数 231 戸 526 名、約 21,000 人役の受入れを行いました。 ●農作業支援は 1,620 人役となりました。 	アルバイト事業 20,000 人役／年 J A 農作業支援事業 2,500 人役／年
2. 担い手確保	<ul style="list-style-type: none"> ●農業体験者 7 名、10 名が就農を目指して研修を実施、内 4 名が就農しました。 ●現在研修園地として 2.1ha の栽培管理を行い、1.3ha の園地を研修生に引継ぎました。 	体験 5 人／年 研修生 2 人／年 新規就農・事業継承 3 名／年
3. 次世代総点検運動	<ul style="list-style-type: none"> ●令和 5 年 1 月にアンケートを配布、回収を終えて集計、分析を実施します。 	農家園地台帳 作成 1 回／3 年
4. 協力組織の 連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ●同志会会員数 351 名、研修会 2 回、管内小学校中心に食育活動を 5 か所実施、消費拡大 P R も 3 回実施しました。 	同志会活動の活性化
	<ul style="list-style-type: none"> ●女性部会員数 458 名、研修会・交流会を 5 回、P R 活動 5 回、マイスター研修 3 回、食育活動 1 回実施しました。 ●S N S を利用した情報発信を開始しました。 	女性部・フレッシュミズ 活動の活性化

(営農指導部門)

高品質安定生産への取組強化と市場出荷量の確保

- 生産量 温州みかん / 38,000t 中晩柑 / 15,000t
■ 市場出荷量 温州みかん / 30,000t 中晩柑 / 14,000t

重点実施事項	2023.3 月末までの具体的取組進捗状況	2024年度末目標値
1. 市場出荷数量の確保	<ul style="list-style-type: none">●苗木予約は、主要温州 44,210 本、主要中晩柑 12,590 本となり、約 37ha の改植面積となりました。●マルチ被覆面積は 680 戸 300.9ha の実績、マルチドリップ園地は 29 園地 6.7ha を補助事業で設置しました。●205 園地の土壌分析を実施、石灰資材 33,400 袋の施用となりました。●JA にしう独自の高品質生産支援対策事業によりサンライム▲200 円、苦土石灰▲100 円の助成を実施しました。	個別面談戸数 1,000 戸/年 改植 温州みかん 40,000 本/年 中晩柑 30,000 本/年 マルチ被覆面積 330ha /年 石灰資材施用袋数 30,000 袋
2. 補助事業の有効活用	<ul style="list-style-type: none">●園内道 26 園地、単軌道整備 130 園地、灌水施設 45 園地、合計で 201 園地の事業を実施しました。●電気柵・鉄筋柵を 134 戸で実施しました。●2,641 頭のイノシシの捕獲補助を行いました。	補助事業対象農家数 125 園地 鳥獣害対策取組園地 150 園地

(青果販売部門)

共販率向上による長期安定供給の確立と共選再編

- 果実販売高 温州 / 100 億円 中晩柑・落葉 / 50 億円

重点実施事項	2023.3 月末までの具体的取組進捗状況	2024年度末目標値
1. 長期安定供給の確立	<ul style="list-style-type: none">●温州、中晩柑ともに品種別の販売対策会議を開催し、取引市場に出荷販売計画を提示しました。●八協女性部（試食無）同志会（試食有）による推奨販促、青果販売部で店頭試食販売を実施しました。 ※令和 4 年度市場出荷数量 温州みかん 27,087t 中晩柑 11,415t	市場出荷数量 温州みかん 30,000t 中 晩 柑 14,000t
2. 宅配小売数量の増大	<ul style="list-style-type: none">●全農食品より新規産直品の取扱を予定しています。●11 月より野菜・果物の新規取扱いを開始しました。●カード決済の導入に向けて検討を進めています。 ※令和 4 年度供給実績 418,864 千円	令和 6 年度供給高 5 億円/年
3. 荷造り経費の節減	<ul style="list-style-type: none">●生産者とのデータ連携システムについてみつる選果場稼働時間に合わせて全選果場での導入を準備しています。	令和 6 年度 導入予定

(金融 貯金部門)

生活メインバンク機能強化による経営基盤の安定化

■ 総貯金残高目標 / 1,580 億円

重点実施事項	2023.3 月末までの具体的取組進捗状況	2024年度末目標値
1. 情報収集による個人貯金の純増	● 年金受給者優遇貯金「まごころ」の獲得については 45 億 24 百万円で 75.4% の実績となりました。	まごころ定期貯金残高 60 億円 / 年
2. 年金保有対策	● MA により月 14.9 件 / 月の訪問、カウンターセールスは 3.3 件 / 月となっており、266 件の年金予約獲得で 78.8% の実績にとどまりました。	年金予約獲得 360 件 / 年
	● 指定替え推進については、8.9 件 / 月で 110 件を獲得、91.6% の実績となりました。	競合他社からの指定替 120 件 / 年

(金融 貸出金・運用部門)

営農部門との連携によるニーズに合った農業資金の提案

■ 収益力の強化・安定化 貸出金残高 / 8,000 百万円

重点実施事項	2023.3 月末までの具体的取組進捗状況	2024年度末目標値
1. ローン及び融資実績の強化	● 87 件の農業メイン強化先への訪問は累計で 365 件となっており、新規実行額は 2 億 100 万円となりました。 ● 市役所主催の会議等へ参加して、情報交換を行っています。毎年 1 月に新規就農者向けの研修会を開催しています。	農業融資実行額 2 億円 / 年

(共済部門)

組合員の「安心」と「満足」提供のための持続可能な事業基盤の確立

■ 共済事業基盤の確保 契約者人数 23,000 人 / R 6

重点実施事項	2023.3 月末までの具体的取組進捗状況	2024年度末目標値
1. 長期共済の強化	● 「はじまる活動」1,487 人への訪問と大幅に上回ったものの 3 Q 訪問では LA を中心に展開しましたが 15,618 人の訪問実績となりました。	3 Q 訪問活動人数 24,000 人 / 年
2. 短期共済の強化	● A T K 活動 (愛車点検活動) によるアタック活動を実施しましたが、自動車共済契約件数 14,884 件、自賠責契約件数についても 7,502 件の実績となりました。	自動車共済契約件数 15,000 件 自賠責獲得件数 7,600 件

(経済部門)
営農振興部との連携強化によるトータルコストの低減

■ 経済事業総利益 6億400万円／R6

重点実施事項	2023.3月末までの具体的取組進捗状況	2024年度末目標値
1. 経済部門 供給高の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●CAと営農振興部との連携により必要施肥量を通知し、予約取りまとめを実施、価格高騰対応として秋肥、春肥の利益高を据置き、尚且つ▲100円/袋の値下げをして供給しました。 ●他店の価格調査を行い、冬マシン油18%に対して▲1,000円/缶の奨励措置を実施しました。 ●ガソリンの新規現金会員獲得数は312件と大幅に計画を上回ることができました。 ※令和4年度経済部門供給高 39億4,900万円 	経済部門供給高 37億6,900万円
2. 生活部門 供給高の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●生活店舗の巡回指導を実施しました。 ●店舗の廃棄ロスの削減に取り組み、成果を上げる事ができました。 ※令和4年度生活部門供給高 10億600万円 	生活部門供給高 10億4,800万円

(総務企画管理部門)

J Aの活性化への取組強化

■ 自己資本比率／13.75%

重点実施事項	2023.3月末までの具体的取組進捗状況	2024年度末目標値
1. 組合員数の 増加と 次世代対策	<ul style="list-style-type: none"> ●女性組合員の増加をいただきましたが3,507人で比率は32.6%となっています。 ●今年度3年ぶりに地区座談会を開催することができました。 ●小学生によるミカンの収穫体験、出前授業、クリスマスオレンジフェスタ、経済センターでの創業祭を開催、明日の果樹を語る会も3年ぶりに開催することができました。 	女性組合員比率 33% 座談会・イベントの開催 1回/年・各事業所
2. 安定した事業 継続・職場の 活性化	<ul style="list-style-type: none"> ●職員採用では地元募集活動を含めインターネットでの募集活動も積極的に行いましたが、10名の募集に対して5名の採用にとどまりました。 ●管理職育成のため外部委託研修会を開催しました。 ●資格取得等、職員の資質向上の取組を積極的に行いましたが、合格率70%の目標は未達となりました。 	新規採用人数 10名

再編取組状況

1. 信用共済業務

1. 信用店舗	●次期店舗信用端末の設置場所・台数が承認されたことを受け、令和5年5月以降に設置場所の採寸を予定しています。
	●矢野崎出張所は大島事業所の対応を考慮したうえで、効率化店舗を検討します。
	●アプリ・インターネットバンキングの利用を推進し、1,511件の個人I Bの登録をいただいております。
2. A T M機器	●真穴・川上事業所はA T Mのアマンド化・アウトソーシング化により3台から2台への変更を予定しており、設置場所を検討しています。日土出張所はみつる選果場の建て替えを考慮し、利用件数と併せて検討しています。
3. 共済業務	●L A ・M A の複合渉外体制への移行と人員体制の見直しを行い、令和5年度の人事異動で6名の複合渉外担当者を設置しました。

2. 販売業務

1. みつる選果場集約と共選組織合併	●みつる・伊方の組織合併は共選総会で承認され、今後共同販売等も計画しています。また、新選果場施設は建物、プラントの概略設計が出来上がり、今後は細部について検討を進めていきます。
2. 将来の統一販売の検討と共選組織の法人化	●温州みかんレギュラー品は㊦マークで統一しています。また、特選箱については、千両、なごみ、浜美人で㊦マークを導入しており、今後も特選品に㊦マーク導入を啓蒙していきます。 法人化については統一マークを目指しながら検討していきます。
3. 流通センターの移転とスマルマークの取扱い	●みつる新選果場の整備後（R 8以降）に流通センター機能を伊方選果場へ移転する計画です。それまでにスマルマークの取り扱いを整理します。

3. 購買業務

1. 保内営農管理センターの経済センター移転と喜須来店舗の廃止	●令和5年4月17日に経済センターに移転し、保内営農経済センターとしました。センター長を1名にしましたが、他の人員は今までの配置とし、今後は状況を見ながら、効率化を図ったうえで見直していきます。喜須来店舗は移動購買車の拠点となっており、当面は現状通り対応します。
2. 三瓶給油所のセルフ化	●セルフ化改修工事の費用対効果、灯油の配達、人員の配置等の課題もありますが、課題を整理して将来を見据えた中で検討を進めていきます。
3. 電子決済システム導入	●電子決済業者と協議を進めており、令和5年7月のJ A電算システム更新に併せ取扱いを目指しています。セルフスタンドについては、令和5年7月よりQ Rコード決済を導入します。

地域に根差す金融機関として

J Aにしようは、地域の一員として地域に根差し、地域に密着した金融機関として、地域の活性化のため、

1. 組合員・地域の皆様に信頼され選ばれる J Aバンクの確立
2. 地域密着度を高め、さらなる競争力・信頼性の向上
3. 農家経営の安定化・利用者満足度向上

の3点を経営方針とし、以下のような農業者への経営支援をはじめとする取り組みを行っています。詳しくはお近くの J Aバンク窓口へお問い合わせください。

農業近代化資金

農地の取得を除き、農機具の購入や農業施設の建設、または長期運転資金等、様々な設備投資資金としてご利用いただける一般的な長期資金です。

農業改良資金

農業経営の改善に必要な施設・機械・資材などを購入するための資金を無利子でご融資する資金です。

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

農地の取得や設備投資等、民間金融機関が取り扱うには資金規模が大きい場合にご融資する、認定農業者向けの長期資金です。それ以外の方については経営体育成強化資金がご利用になれます。

農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

認定農業者、6次産業化法認定者向けの短期運転資金です。

J A 農業おまかせ資金

農業経営に必要な施設の取得・拡張、設備・農機具購入、短期・長期運転資金など、幅広い資金調達をサポートします。

経営の組織

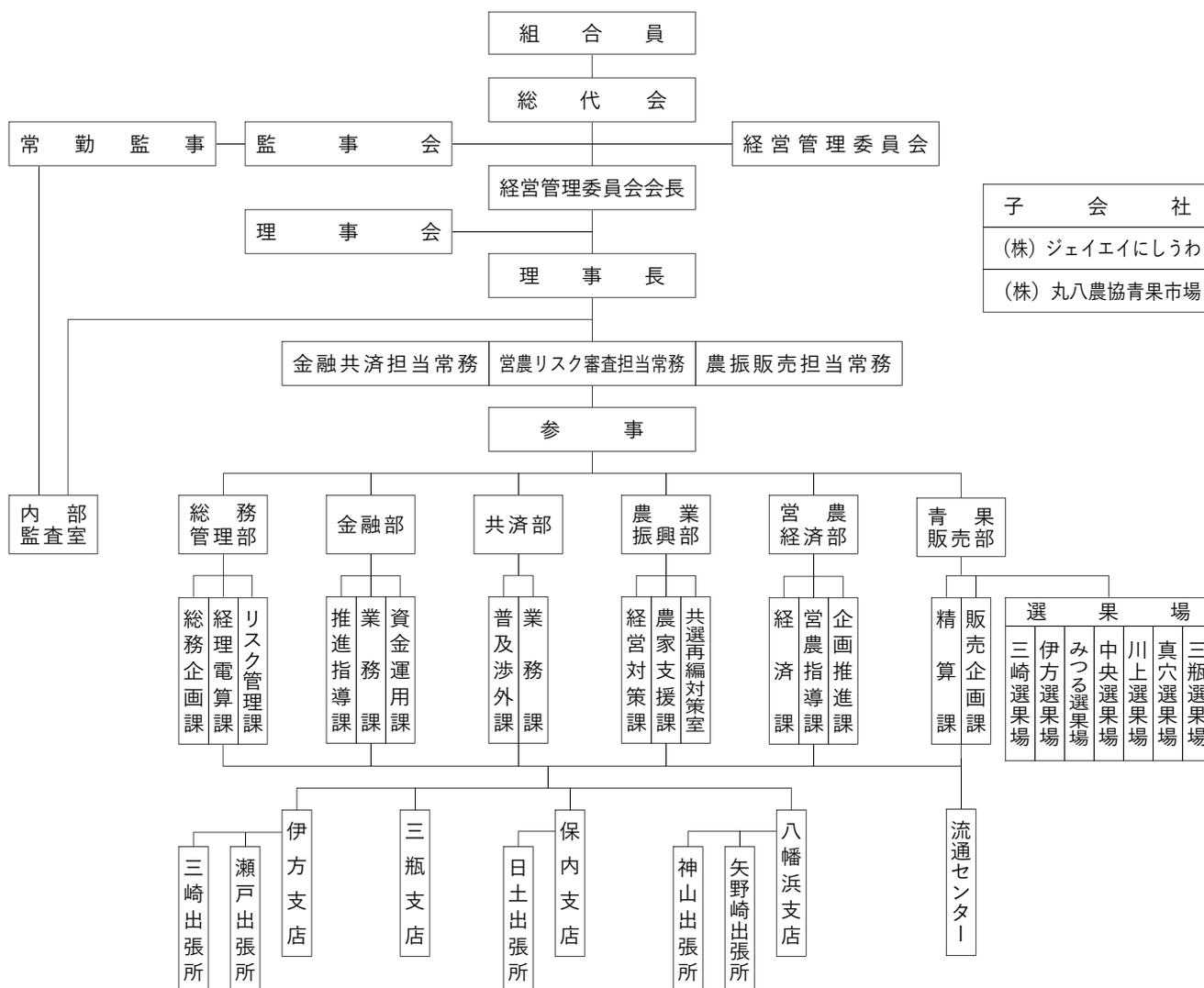
■ 経営管理体制

経営執行体制

当JAは、農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広範に反映するとともに、業務執行を機動的に行うために、経営管理委員会を設置し、経営管理委員会が任命する理事が常勤して日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業においては常勤理事のなかで専任担当理事を置くとともに農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

■ 組織機構 (令和5年7月1日現在)



■ 組合員の状況

単位：組合員数（令和5年3月末）

区分		令和4年度				令和3年度			
		男	女	法人	計	男	女	法人	計
人数	正組合員	3,887	1,187	45	5,119	4,002	1,197	44	5,243
	准組合員	3,288	2,320	25	5,633	3,403	2,353	27	5,783
戸数	正組合員	3,867				3,977			
	准組合員	4,820				4,971			

■ 組合員組織の状況

単位：人（令和5年3月末現在）

組 織 名	会 員 数
西友会	54
J Aにしようオレンジ会	89
J Aにしよう年金友の会	8,746
西宇和農業協同組合青色申告会	1,090
西宇和青壮年同志会	351
J Aにしよう女性部	458
ふれあい助け合い組織「たちばな」	53
三崎柑橘共同選果部会	204
伊方柑橘共同選果部会	361
みつる柑橘共同選果部会	367
八協柑橘共同選果部会	244
日の丸柑橘共同選果部会	92
八幡浜柑橘共同選果部会	121
川上柑橘共同選果部会	165
真穴柑橘共同選果部会	169
三瓶柑橘共同選果部会	189
磯津柑橘共同選果部会	21
温州施設部会	2
晩柑施設部会	151
キウイ部会	67
富士柿部会	38

注1. 当J Aの組合員組織を記載しています。

■ 役員一覧

(令和5年7月末現在)

役職名	氏名	備考
経営管理委員会会長	都 築 雅 秀	
経営管理委員	魚 崎 清 則	
〃	藤 淵 孝 枝	
〃	菊 池 仁 志	
〃	宮 本 光 靖	
〃	井 伊 敏 郎	
〃	井 上 久 美	
〃	佐々木 広 光	
〃	松 田 治	
〃	白 石 隆 幸	
〃	大 星 龍 治	
〃	井 上 仁	
〃	水 本 覚	
〃	都 築 綾 子	
〃	寺 崎 文 人	

役職名	氏名	備考
経営管理委員	中 村 将 士	
〃	松 良 武 彦	
〃	田 口 圭 一	
〃	玉 井 真 吾	
〃	西 本 満 俊	
代表理事理事長	小笠原 栄 治	
常務理事	井 田 敏 勝	
〃	濱 田 延 幸	
〃	山 本 哲 也	
代表監事	清 家 徳 雄	
常勤監事	灘 野 輝 裕	
監事	山 本 一 雄	
〃	村 上 健	
〃	松 本 久三雄	
〃	高 橋 竹 昭	

■ 会計監査人の名称

みのり監査法人 (令和5年7月末現在)

所在地 東京都港区芝 5-29-11

■ 職員の状況

単位：人 (令和5年3月末)

項目	令和4年度			令和3年度		
	男	女	計	男	女	計
参 事	1	—	1	2	—	2
一 般 職 員	168	82	250	176	79	255
営 農 指 導 員	17	—	17	18	—	18
生 活 指 導 員	—	2	2	—	2	2
出 向 職 員	1	—	1	2	—	2
正 職 員 計	187	84	271	198	81	279
臨時・パート職員	58	93	151	61	109	170
職 員 合 計	245	177	422	259	190	449

注1. 新規採用職員は、臨時職員の中に含んでおります。

■ 地区

この組合の地区は、八幡浜市、西宇和郡及び西予市の地域としています。

八幡浜市	八幡浜市全域
西宇和郡	伊方町全域
西予市	三瓶町

■ 店舗一覧（信用店舗）

（令和5年7月末現在）

店舗名	郵便番号	住 所	電話番号
本店	796-0031	八幡浜市江戸岡1丁目12番10号	0894-24-1118
八幡浜支店	796-0031	八幡浜市江戸岡1丁目12番10号	0894-24-2222
矢野崎出張所	796-0048	八幡浜市北浜1丁目1590番地34	0894-22-2130
神山出張所	796-8010	八幡浜市五反田1番耕地5番地1	0894-22-3522
日土出張所	796-0170	八幡浜市日土町2番耕地263番地3	0894-26-1111
三瓶支店	796-0907	西予市三瓶町朝立1番耕地438番地211	0894-33-1211
保内支店	796-0202	八幡浜市保内町宮内2番耕地115番地	0894-36-0111
伊方支店	796-0301	西宇和郡伊方町湊浦1087番地9	0894-38-0311
瀬戸出張所	796-0612	西宇和郡伊方町大久1176番地1	0894-53-0211
三崎出張所	796-0801	西宇和郡伊方町三崎113番地	0894-54-1122

■ 店舗一覧（信用店舗外）

（令和5年7月末現在）

店舗名	郵便番号	住 所	電話番号
大島事業所	796-8060	八幡浜市大島2番耕地102番地	0894-28-0200
舌田事業所	796-8041	八幡浜市合田2141番地9	0894-22-0854
真穴事業所	796-8053	八幡浜市真網代丙248番地	0894-28-0211
川上事業所	796-8050	八幡浜市川上町川名津甲1020番地1	0894-27-0311
町見事業所	796-0421	西宇和郡伊方町九町1番耕地535番地24	0894-39-0311
三瓶選果場	796-0907	西予市三瓶町朝立1番耕地546番地39	0894-33-3311
真穴選果場	796-8053	八幡浜市真網代丙588番地3	0894-28-0215
川上選果場	796-8050	八幡浜市川上町川名津甲1020番地1	0894-27-0333
みつる選果場	796-0112	八幡浜市保内町須川32番地1	0894-36-0210
伊方選果場	796-0311	西宇和郡伊方町湊浦739番地1	0894-38-2311
三崎選果場	796-0813	西宇和郡伊方町二名津1693番地	0894-54-2188
中央選果場	796-0031	八幡浜市江戸岡1丁目12番10号	0894-22-2242
流通センター	795-0021	大洲市平野町野田甲1601番地1	0893-24-6871
大平給油所	796-0003	八幡浜市大平1番耕地812番地2	0894-22-3688
燃料センター (JASS-PORTにしゅうわ)	796-0112	八幡浜市保内町須川65番1号	0894-36-3330
三瓶給油所	796-0907	西予市三瓶町朝立7番耕地116番地1	0894-33-3346
保内営農経済センター	796-0202	八幡浜市保内町宮内2番耕地91番地1	0894-36-3333
営農管理センター	796-8006	八幡浜市八代1丁目1番35号	0894-24-7502
特産センター 甘 柑 日 和	796-0048	八幡浜市北浜1丁目1569番地16	0120-478-186 0894-24-7520

■ A T M設置店及び営業時間・休日稼働一覧

(令和5年7月末現在)

管理店舗	設置場所	稼働時間				休日稼働状況		
		平日	土曜日	日曜日	祝日	土曜	日曜	祝日
八幡浜支店	八幡浜支店	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
矢野崎出張所	矢野崎出張所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
神山出張所	神山出張所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	舌田事業所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
真穴事業所	真穴事業所	9:00～17:30	9:00～17:00			○		
	穴井事業所	9:00～17:30						
川上事業所	川上事業所	9:00～17:30	9:00～12:00			○		
日土出張所	日土出張所	8:45～18:00	9:00～17:00			○		
三瓶支店	三瓶支店	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	三瓶営農管理	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
保内支店	保内支店①	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	保内支店②	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	喜須来小店舗	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
伊方支店	伊方支店	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	町見事業所	8:45～17:00	9:00～17:00			○		
瀬戸出張所	瀬戸農業公園	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
三崎出張所	三崎出張所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○

注1. 空白は休業です。

事業の概況（令和4年度）

令和4年度は新型コロナウイルスの感染状況により、事業推進活動が引き続き制限されました。加えてロシアのウクライナ侵攻の影響で世界経済全体が不安定になり、燃料・食料をはじめ農業資材・原料等多くの物価高騰につながりました。今期「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本に新たな中期経営計画・農業振興計画を設定し、直面する人口の減少、生産者の高齢化、担い手の減少という地域の抱える課題を掲げ、取り組みを始めました。

営農販売事業では産地維持、生産量確保、高品質生産に向け、補助事業・助成事業を活用して園地の基盤整備、改植若返り、鳥獣害、放任園対策を継続して取り組みました。また、肥料の高騰支援事業を活用し農家経営を支援しました。年々要望の高まる労働力確保と新規就農者等の育成については、まだ新型コロナウイルスの影響がありました事業実施サイクルが定着し、安定的な支援が出来ました。

温州みかんの販売では少雨傾向が続き高品質に仕上がりましたが、当初より懸念していた裏年基調もあり早生の切上がりが早く、12月の数量は激減し年末需要に応えることが出来ませんでした。相場展開は前年を上回る価格で推移し、5年連続で100億円以上を確保することが出来ました。

中晩柑も食味良好で全体入荷量が少なく高価格で推移しました。しかしながら、12月、1月の寒波の影響で被害果が発生したため計画数量を下回り、中晩柑・落葉で50億円を下回りました。販売高は151.4億円（計画比99.5%、前年比93.2%）となりました。

信用事業では、コロナ禍で渉外活動が制限される中、地域により一層愛される金融機関を目指し、幅広く信用事業の展開に努めました。

共済事業では、「ひと・いえ・くるま」の総合保障に向けた3Q訪問活動を実践し、組合員・利用者ニーズを踏まえた複数提案活動を行い、バランスのとれた推進活動を行いました。

経済事業では肥料をはじめ生産資材が高騰しましたが、安定供給の整備に努め、肥料・農薬・マシン油等の予約率向上を図り、価格高騰対策として供給価格の抑制や奨励還元を行いました。生活部門では移動購買車を活用して、地域の安全・安心の暮らしを支えるよう努めました。

● 貯 金 期末残高／1,541億円

県下統一の定期貯金増強キャンペーンを軸に年金優遇定期貯金「まごころ」や退職ライフ定期積金等、顧客ニーズに沿った提案型セールスの強化と地域に根ざした推進活動を展開し、組合員から信頼されるJAバンク作りに努めました。

● 貸出金 期末残高／82億円

「農業の夢・ヒアリング訪問」を通じ、「JA農業おまかせ資金」および「農業近代化資金」等を提案し、担い手の経営発展等に応じた支援に取り組みました。また、各種生活ローンの金利引き下げキャンペーン等による貸出の強化に取り組みました。

● 共 済 期末保有契約高／3,181億円

事業基盤の縮小や組合員・利用者の高齢化に加え、コロナ禍で事業環境が大きく変化する中、「ひと・いえ・くるま・農業」分野を意識し、バランスのとれた保障提案を実践しました。また、次世代・若年層との接点拡充・強化に取り組みました。

● 購 買 生産資材供給高／3,677百万円 生活資材供給高／859百万円 ※青果資材供給高は含まれていません。

農業経営の安定化を目指し、関連部署との一層の連携強化による安定供給体制の整備、確立に努めました。また、「農業生産の拡大」「農業者の所得増大」のため、予約肥料と予約冬マシン油に対して利用者還元を実施しました。

● 販 売 柑橘販売高／15,146百万円

「西宇和の知名度とブランド力向上に向けたキャンペーン」の取り組みは5年目となり、温州みかんの白箱（Nマーク西宇和みかん）も徐々に浸透し知名度を上げています。販促活動が制限される中、メディア関連による広告宣伝に力を入れ、西宇和みかんの更なる認知度向上に向けて取り組みました。利用者還元を実施しました。

● 当期剰余金／568百万円

CSRへの取り組み

J Aの組織活動には、地域・組合員に対して社会的責任があり、それを果たさなければ社会的容認が得られず、信頼のない組織は持続する事ができません。

CSR（Corporate Social Responsibility）とは、組織活動について社会的責任を果たすことを指しています。

■ 健全な組織運営

● 基本的使命と社会的責任

J Aは、農業者の相互扶助組織として、組合員の農業と生活全般にわたる各事業を通じて、組合員の経済的発展と生活の向上を図るとともに、地域社会の繁栄に寄与することを目的としています。また、貯金を受け入れ、個人・公共部門・地域産業等に対して必要な資金を供給することにより、経済活動にとって不可欠な資金決済・仲介機能を発揮し、ひいては経済社会の健全な発展に資するという使命を負っています。

● コンプライアンス態勢

J Aは、信用・共済・経済事業と幅広い事業を展開しており、その公共性の高さから一般企業以上にコンプライアンスの徹底が求められており、コンプライアンスの徹底は最重要の経営課題となっています。

J Aにしようは、平成13年5月31日にコンプライアンスマニュアルを制定し、役職員に配布し法令遵守の徹底を図っております。今後は、なお一層のコンプライアンス態勢の強化を図り、基本理念を役職員はじめ関係者全員が研鑽・遵守し、関係機関・組合員・地域住民に対するさらなる信頼の獲得と健全性のある組合運営を目指します。

基本的使命

農業協同組合の基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に意識して、健全な業務運営を通じて社会に対する一層のゆるぎない信頼の確立を図ります。

法令や社会的規範等の厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正かつ誠実な業務運営を行います。

地域社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かした質の高いサービスの提供などを通じて、組合員、利用者および地域社会の発展に貢献します。

反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。

■ 環境との調和

● 自然との共生

J Aにしようわでは、平成 20 年度に地球温暖化防止宣言を行い、様々な形での環境保全対策を講じてきました。

業務に係るものにおいて、「エコ通知表」の作成により各支店・出張所等の節電・節水・コピー用紙の節約等の意識向上を図っております。

今後も、柑橘栽培に対して直接的に係わってくる問題として、農業に優しい、地球に優しい自然環境を目指しています。

■ 地域社会への貢献

● 地域に密着した貢献活動

J Aにしようわは、いち『組織市民』として社会への貢献活動に積極的に取り組んでいます。また、各地域で生まれ育まれた風俗・文化を大切に、受け継がれる伝統行事に積極的に参加・協力して参ります。

自転車交通安全教室を開催

J A 共済連愛媛と J A にしようわは、西予市三瓶町の愛媛県立宇和高等学校三瓶分校で自転車交通安全教室を行いました。自転車事故の危険性を理解してもらうため、事故の恐ろしさを伝えて、交通ルールやマナーの実践を呼びかけました。

J A は次世代を担う子どもたちの育成と安全な生活環境づくりに貢献していきます。



小学生に補助教材本を贈呈

J A にしようわは、J A バンク食農教育応援事業の一環として、補助教材本「農業とわたしたちの暮らし」の贈呈式を行い、J A 管内の小学 5 年生約 320 人に配布し、地域農業の魅力を伝えました。

全国トップクラスの産地としてかんきつ農業を守るため、未来の生産者を育てていきます。



募金活動への協力

毎年実施されている「歳末助け合い運動」に J A にしようわも賛同し、協力しています。役職員に呼びかけ、その気持ちを義援金に変えて支援させていただいています。

また、J A 共済が取り組んでいる「交通遺児育英募金運動」を通じて、交通遺児の救済と、交通安全思想の啓発を進めています。

献血活動への協力

日本赤十字社が展開している献血活動に、J A にしようわも献血場所を提供し、役職員が積極的に献血に参加しています。

リスク管理情報

【基本方針】

J Aにしようは、新時代に対応した「J Aバンク」づくりに努め、組合員・地域に支持され、信頼される農業金融機関を目指すことを基本方針として、リスク管理の徹底と自己資本の充実に努めています。

さらに、業務運営に対するリスク管理を徹底して行うため、自主ルールの設定による業務全般にわたる経営管理の充実・業務執行体制の整備・内部牽制体制の確立を図り、安定した収益を確保するとともに経営の健全化を目指しております。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当J Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

市場リスク・・・・・・・・・・・・・・・・市場金利や株価等の変動により損失を被るリスク

常勤役員を長とするALM委員会を設置し、ALM（資産・負債の総合管理）の実施により、市場リスクを正確に認識・把握・コントロールすることにより、収益性と健全性を両立させていくよう努めています。

信用リスク・・・・・・・・・・・・・・・・貸出先の財務状況等の悪化に伴い損失を被るリスク

審査部門を営業部門から分離し、審査の独立性を確保するなど厳正な審査体制の構築に努めるとともに、個々の与信にあたっては財務・使途・能力など総合的な審査を行っています。また、自己査定システムのシステム化により1次査定とは独立した部署が2次査定を行うなど、信用リスクの厳正な管理体制の構築に努めています。

流動性リスク・・・・・・・・・・・・・・・・予期せぬ資金の流出等により損失を被るリスク

信頼を基にした地域での安定資金調達力が、J Aの流動性確保の基盤となっています。流動性のリスク管理については、運用と調達の適切なバランスが保てるよう、必要に応じてALM委員会で検討しています。

事務リスク・・・・・・・・・・・・・・・・事務面での事故等により損失を被るリスク

《信用の第一歩は正確な事務処理から》をモットーに、事務管理能力の向上を図るため、事務手続きを整備・充実し、事務の標準化と統一化を図っています。

また、職務権限・役割分担等を明確にするとともに、チェック二段体制や内部牽制機能の充実・強化により個人情報等を漏洩させない体制の構築に努めています。

システムリスク・・・・・・・・・・・・・・・・コンピュータ等のシステムの不備により損失を被るリスク

業務の多様化やネットワーク化の進展に伴い、システムリスクはますます増大しています。J Aをあげてシステムの安定稼動に万全を期すとともに、情報セキュリティとして情報端末の適正管理・システムへのアクセス権限・不正なソフトウェア制限等に取り組んでいます。

オペレーショナルリスク・・・・・・・・業務過程や外生的な事象により損失を被るリスク

事務リスク・システムリスク等について、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定めて、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は、速やかに状況を把握して理事会・経営管理委員会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

内部統制システム基本方針

西宇和農業協同組合

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」(添付のとおり)を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

8. 県中央会・連合会等との連携

- ① 当組合の適切な内部統制の構築・運用を図るため、県中央会・連合会等と連携する。

平成30年12月27日 制定
令和5年7月1日 改正

個人情報保護方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、亀井化工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

平成17年4月1日 制定

令和4年4月1日 最終改定

※ 個人情報の利用目的や開示手続および苦情の受付等、公表事項に関する事項については当 J A ホームページ (<http://www.ja-nishiuwa.jp>) をご覧下さい。

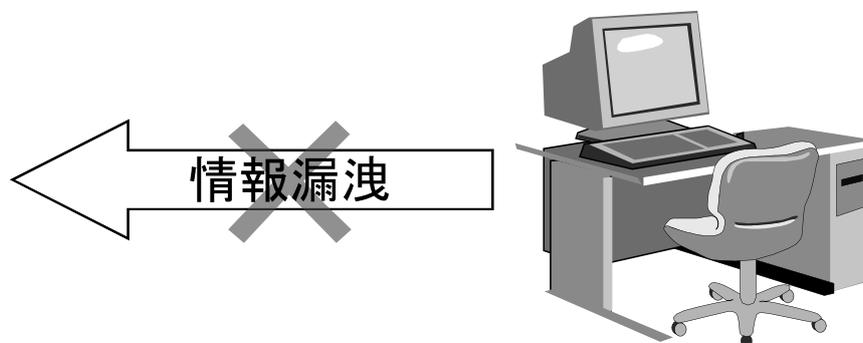
情報セキュリティ基本方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

平成17年4月1日 制定
令和2年6月1日 改正



金融商品の勧誘方針

西宇和農業協同組合

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

平成 13 年 4 月 1 日 制定

平成 21 年 4 月 1 日 改正

金融円滑化にかかる基本方針

西宇和農業協同組合

当西宇和農業協同組合（以下、「当 J A」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取組んでまいります。

- 1 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当 J A は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当 J A は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に依りて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生 A D R 手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当 J A は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - (1) 「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当 J A 全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支店等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店等における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

平成22年 1月25日 制定
平成25年 4月 1日 改正

J Aバンク利用者保護等管理方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合（以下「当 J A」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当 J Aが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当 J Aとの取引に伴い、当 J Aの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

※ 本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当 J Aとの間で事業として行われるすべての取引」をいう。

平成 22 年 10 月 1 日 制定

利益相反管理方針

西宇和農業協同組合

当 J A にしうわ（以下、「当 J A」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当 J A の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

(1) お客さまと当 J A の間の利益が相反する類型

(取引例)

- 当 J A の相対債権の肩代わりのためにアレンジャーとしてシンジケートローンを組成する場合。
- 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

(2) 当 J A の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

(取引例)

- 農業法人等の買収において、当 J A が買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。
- グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。
- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当 J A は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 J A が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 J A で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当 J A は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 J A 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 J A の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当 J A は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

平成 21 年 6 月 1 日 制定

マネー・ローンダリング等および 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施しマネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

平成22年10月1日 制定

平成26年1月21日 改正

平成31年4月1日 改正

金融ADR制度への対応

当JAでは、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、下記の窓口でご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

まずは、当JAの各店舗の窓口へお申し出下さい。各店舗のほか、次の窓口でも受け付けております。

当JAの相談・苦情受付窓口	
信用事業	担当部署：金融部業務課 電話番号：0894-24-1118 受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）
共済事業	担当部署：共済部業務課 電話番号：0894-24-1112 受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

外部の紛争解決機関	
信用事業	愛媛県弁護士会紛争解決センター 電話番号：089-941-6279 受付時間：午前10時～午前12時 午後1時～午後4時（土日祝日、年末年始を除く） ※ 利用に際しては、①の信用事業窓口、または以下の愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。なお、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。 JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所） 電話番号：03-6837-1359 受付時間：午前9時～午後5時（祝日および金融機関の休業日を除く）
共済事業	(一社) 日本共済協会 共済相談所 電話番号：03-5368-5757 https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html (一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構 電話番号：0120-159-700 https://www.jibai-adr.or.jp/ (一財) 日弁連交通事故相談センター 電話番号：0570-078325 https://n-tacc.or.jp/ (一財) 交通事故紛争処理センター 電話番号：03-3346-1756（東京本部） https://www.jcstad.or.jp/ 日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A の本店・支店・出張所・事業所等の全てを対象とし、中期および年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会および経営管理委員会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

● 内部監査実績

監 査 の 種 類	部署数
業 務 全 般 監 査	5
現 物 実 査	24
フ ォ ロ ー ア ッ プ 監 査	10

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当 J A では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 5 年 3 月末における自己資本比率は、17.52%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 J A の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

● 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	西宇和農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,923 百万円（前年度 2,915 百万円）

当 J A は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 J A が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

主な事業のご案内

【信用事業】

● 貯金業務

「地域に貢献し、利便性・信頼性の高い J A バンクを目指す」をモットーに、きめ細かいサービスに努めるとともに、親しまれる涉外・明るい窓口づくりに積極的に取り組んでいます。また、女性だけの特典「味覚友の会」・旅行参加を目的とした「旅行定積」・冠婚葬祭特典付の「アルミエ会」・当 J A で年金を受給（予約含む）されている方の特典「年金受給者優遇定期貯金」等の拡充・増強も積極的にすすめ、貯金保険制度により全額保護される〔普通型貯金無利息型（決済用）〕の取り扱いもしております。

また、伊方町指定金融機関・八幡浜市・西予市の指定代理金融機関として公金の取り扱いも行い、皆様方へのサービス向上に努めています。

貯金商品のご案内

種 類	特 色 と 内 容	お預入期間	1回のお預入単位
総合口座	普通貯金	出し入れ自由	1円以上
	定期貯金	1ヵ月・2ヶ月 3ヶ月・6ヶ月 1年・2年・3年 4年・5年	1円以上
普通貯金	◎手軽にいつでも出し入れができる便利な貯金です。 ◎お給料・年金などの自動受取や各種公共料金・クレジット代金の自動支払等にご利用できます。	出し入れ自由	1円以上
当座貯金	◎手形や小切手で決済ができる貯金です。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄貯金	◎お預入れ残高に応じて金利がアップします。 ◎普通貯金の手軽さでいつでも出し入れができます。	出し入れ自由	1円以上
定期積金	◎お楽しみ目標額に合わせて、毎月の預入指定日に積み立てる貯金です。 ◎積立期間が自由に選べますから、プランに沿って、無理なく目標達成ができます。	6ヶ月以上 10年以内	1,000円以上
積立式定期貯金	◎月々の積立を1口毎に期日指定定期貯金でお預かりします。 ◎積立方法には、毎月一定日に一定額を積み立てる目標型と、積立日・積立額とも自由な自由型があります。	エンドレス型 満期型 年金型	1円以上
期日指定定期貯金	◎個人のみ定期貯金で1年間の据置期間経過後、任意の日を満期日として指定できます。 ◎利息は、預入期間に応じて1年複利で計算されるので、長く預けるほど有利です。	最長3年	1円以上 300万円未満
スーパー定期貯金	◎1ヶ月以上の決められた期間お預入れいただく貯金で、預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回りです。	1ヶ月以上 5年以内	1円以上
大口定期貯金	◎1,000万円からの大口資金運用に有利な定期貯金で、金利は市場金利を反映した設定となっています。	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上
変動金利定期貯金	◎お預け入れ後、適用利率が市場の金利動向に応じて6ヶ月ごとに変動します。 ◎複利計算で、利息が利息を生む定期貯金です。	1年 2年 3年	1円以上

種 類	特 色 と 内 容	お預入期間	1回のお預入単位
財形貯蓄	一般財形貯金 ◎お勤めの方を対象に給料から天引きされる積立定期貯金です。 ◎ライフプランにあわせた資金づくりに最適です。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金 ◎豊かな老後に備えての年金受取型財形貯金です。 ◎財形住宅と合わせて元本550万円まで非課税で、退職後も非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
	財形住宅貯金 ◎住宅取得や増改築を目的とした財形貯蓄です。 ◎財形年金貯金と合わせて元本550万円まで非課税となります。	5年以上	1円以上

● 貸出業務

組合員・地域の皆様の生産拡大、所得・生活の向上が図られることを基本とし、自動車・教育・住宅等の各種ローンを重点に、農業近代化資金等の制度資金の取り扱いをはじめとして、株式会社日本政策金融公庫・住宅金融支援機構や地場中小企業融資等、幅広く取り扱っております。

主な融資商品のご案内

種 類	特 色 と 内 容	金 額	期 間
目的に合わせて	多目的ローン ◎資金使途の確認できる必要とする一切の生活資金に	10万円以上 500万円以内	6ヶ月以上 10年以内
	マイカーローン ◎自動車・バイク購入、修理、車検費用等に	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上 10年以内
	教育ローン ◎入学金、授業料、アパート家賃等に	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上 15年以内
マイホームのために	一般型 ◎マイホームの新築・購入・増改築、借換、土地購入資金等に	10万円以上 10,000万円以内	3年以上 40年以内
	100%応援型 ◎マイホームの新築・購入・増改築資金等に	10万円以上 10,000万円以内	3年以上 40年以内
	借換応援型 ◎他金融機関から借入中の借換住宅資金として	10万円以上 10,000万円以内	3年以上 40年以内
	リフォームローン ◎マイホームの増改築・改装・補修等に	10万円以上 2,000万円以内	1年以上 20年以内
使い道自由	フリーローン ◎必要とする一切の生活資金に	10万円以上 300万円以内	10年以内
	カードローン ◎必要とする一切の生活資金に	10万円以上 300万円以内	1年 (自動更新)
農業資金として	◎施設の取得・拡張、設備・農機具購入、短期、長期運転資金などに	認定農業者個人 ：3,600万円 認定農業者以外の個人 ：3,000万円 認定農業者法人 ：7,200万円 認定農業者以外の法人 ：6,000万円	設備資金：15年以内 (据置期間2年以内) 運転資金：7年以内 (据置期間2年以内)

主な農業融資のご案内

対 象 者	ご利用頂ける資金
<p>【認定農業者】</p> <p>農業者が将来の経営計画を具体的に提示し市町村が認定した場合、認定農業者として低利融資、機械等の導入、税制の優遇、経営相談等の支援措置が受けられます。なお、性別、専業・兼業の別、経営規模を問わず、認定の対象となります。</p>	<p>J A 農業おまかせ資金 農業近代化資金 農業経営改善促進資金（スーパー S 資金） アグリマイティー資金 農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金） 営農ローン J A 農機ハウスローン</p>
<p>【認定新規就農者】</p> <p>就農を希望する方で就農計画を県が認定した場合、認定就農者として準備資金や整備資金が無利子で借入できるほか、技術・経営指導等が受けられます。認定就農者は青年と中高年に分けられ、研修期間や貸付金額が異なります。</p>	<p>J A 農業おまかせ資金 農業近代化資金 農業経営改善促進資金（スーパー S 資金） アグリマイティー資金 農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金） 農業改良資金 営農ローン J A 農機ハウスローン</p>
<p>【認定農業者・認定就農者以外の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主業農業者 ・主業農業経営に準ずる農業経営者 ・上記の経営者以外の農業者（配偶者、後継者等） ・一定の基準を満たす任意団体の構成員等 	<p>J A 農業おまかせ資金 農業近代化資金 アグリマイティー資金 経営体育成強化資金 農業改良資金 営農ローン J A 農機ハウスローン</p>
<p>【上記以外の方】</p>	<p>アグリマイティー資金 営農ローン J A 農機ハウスローン</p>

● 為替業務

全国の J A ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J A の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や代金取立が安全・確実・迅速にできます。

● 国債・その他

利付国債・割引国債の窓口販売及び保護預かりにより、皆様の余裕資金を安全かつ有利に運用できるよう取り扱っています。

また、オンラインシステムを利用した給与振込サービス、自動集金サービス、自動振替サービス、全国の J A や全国その他業態と提携して土曜・日曜・祝日も稼働するキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

● 特定信用事業代理業の状況

特定信用事業代理業を営んでいる事業所はありません。

● 手数料一覧

1. 為替手数料

(単位：円)

区 分			手 数 料 (税 込)						
			JAネット バンク利用	機械 利用	定時定額 自動振込	総合振込		窓口 利用	
						MT等	帳票		
振込手数料 1件につき	当店あて	3万円未満	無料	無料	無料	110	110	220	
		3万円以上	無料	無料	無料	220	330	440	
	当組合本支店あて	3万円未満	無料	無料	110	110	220	220	
		3万円以上	無料	無料	220	220	440	440	
	県内系統金融機関あて	3万円未満	無料	無料	110	110	220	220	
		3万円以上	無料	無料	220	220	440	440	
	県外系統金融機関あて	3万円未満	110	110	110	110	220	220	
		3万円以上	220	220	220	220	440	440	
	他金融機関あて	電信扱	3万円未満	220	385	275	275	495	550
			3万円以上	220	550	330	330	660	770
文書扱		3万円未満	—	—	—	—	—	440	
		3万円以上	—	—	—	—	—	660	
給与振込 手数料 1件につき	当組合本支店・県内系統金融機関あて		無料						
	他金融機関あて		220						
送金手数料 1件につき	当組合本支店・県内系統金融機関あて		440						
	他金融機関あて		660						
代金取立 手数料 1通につき	当組合本支店あて		220						
	電子交換		440						
	他金融機関あて	至急扱 (個別取立)	1,100						
その他 諸手数料	振込・送金の組戻料 1件につき		880						
	不渡手形返却料	1通につき	880						
	取立手形組戻料	1通につき	880						
	取立手形店頭呈示料 1通につき		880 ただし、880円を超える取立費用を 要する場合はその実費を申し受けます。						

2. A T M利用手数料（1件につき）

（単位：円）

区 分			利用時間	件 数	手数料 (税込)
当組合カード 県内 J A カード（注 1）	平 日	支払・受入	8:45～19:00	—	無料
	土曜日・日曜日・祝日	支払・受入	9:00～19:00	—	
県外 J A カード（注 1）	平 日	支払・受入	8:45～19:00	—	無料
	土曜日・日曜日・祝日	支払・受入	9:00～19:00	—	
J F マリンバンクカード	平 日	支 払	8:45～19:00	—	無料
	土曜日・日曜日・祝日	支 払	9:00～19:00	—	
愛媛銀行カード・伊予銀行カード 三菱東京 U F J カード ゆうちょカード（注 2）	平 日	支 払	8:45～18:00	—	無料
			18:00～19:00	1件	110
他金融機関カード (上記カード除く)	平 日	支 払	8:45～18:00	1件	110
			18:00～19:00	1件	220
土曜日・日曜日・祝日	支 払	支 払	9:00～19:00	1件	220
			支払・受入	8:00～ 8:45	1件
ゆうちょ銀行 A T M 利用 (注 3)	平 日	支払・受入	8:45～18:00	—	無料
			18:00～21:00	1件	110
			土曜日・日曜日・祝日	支払・受入	8:00～21:00
イーネット A T M 利用 L A N S A T M 利用 セブン銀行 A T M 利用 (注 4)	平 日	支払・受入	8:00～ 8:45	1件	110
			8:45～18:00	—	無料
			18:00～21:00	1件	110
	土曜日	支払・受入	8:00～ 9:00	1件	110
			9:00～14:00	—	無料
			14:00～21:00	1件	110
	日曜日・祝日	支払・受入	8:00～21:00	1件	110

注 1. 利用時間については、当 J A の運用時間帯のうち最大稼働の利用時間としています。

注 2. 愛媛銀行カード・伊予銀行カード・三菱東京 U F J カードをご利用の場合は支払のみの対応とします。J A カードで愛媛銀行・伊予銀行・三菱東京 U F J 銀行の A T M を利用する場合も、支払のみの対応となります。

注 3. 当 J A カード・県内 J A カードでゆうちょ銀行の A T M を利用する場合は、J A 単位の手数料設定となります。なお、県外 J A カードを使用する場合は手数料が異なります。また、ゆうちょ銀行カードで県内 J A の A T M を利用する場合は支払のみとなり、手数料はゆうちょ銀行が設定した内容となります。

注 4. イーネット・L A N S ・セブン銀行の A T M では、全 J A カードが使用可能です。

3. 振替・返済等手数料

（単位：円）

区 分	内 容	手数料 (税込)	
貯蓄貯金(自動振替) 手数料スイング	順スイング (普通貯金→貯蓄貯金) 1回	無料	
	逆スイング (貯蓄貯金→普通貯金) 1回	110	
口座振替	依頼書によるもの 1件	110	
自動振替手数料	1件につき (定額・定時振替を含む)	55	
住宅ローン (1取引につき)	融資	33,000	
	変動型	全額繰上償還	5,500
		一部繰上償還 (期間短縮、償還軽減)	2,200
		固定金利期間の再選択	5,500
		団信三大疾病保障特約の中途加入	5,500
	固定型	全額繰上償還	22,000
		一部繰上償還 (期間短縮、償還軽減)	2,200
		金利変更 (固定⇒変動)	5,500
団信三大疾病保障特約の中途加入		5,500	
「J A バンクえひめフラット 3 5」融資手数料 1取引		55,000	

4. 発行手数料

(単位：円)

区 分			手数料 (税込)	
小切手・ 手形用紙等	小切手用紙交付料		1 冊50枚 3,300	
	約束手形用紙交付料			
	為替手形用紙交付料		1 冊20枚 3,300	
発行手数料	自己宛小切手		1 枚 550	
	融資証明書		1 通 440	
	利息支払証明書		1 通 440	
	残高証明書	当組合所定用紙での発行		1 通 440
		当組合所定外 用紙での発行	監査法人	1 通 3,300
その他			1 通 1,430	
取引履歴明細表	取引履歴明細表 (※)		1 取引先 550	
再発行手数料	通帳		1 冊 1,100	
	証書		1 通 1,100	
	キャッシュカード		1 枚 1,100	
	I Cキャッシュカード		1 枚 1,100	
	I Cキャッシュ・クレジット一体型カード		1 枚 1,100	
	ローンカード		1 枚 1,100	
窓口両替	50枚以下		無料	
	51枚以上100枚以下		330	
	101枚以上1,000枚以下		440	
	1,001枚以上		1,000 枚毎に 440 円追加	

※ 一般取引先（個人・法人）に限ります。

5. 国債振替決済口座管理手数料

区 分	基 準	手数料 (税込)
国債振替決済口座管理手数料	年間	無料
振替口座記載事項証明書の発行	1 通	無料

6. デビットカードサービス手数料

(単位：円)

項 目	基 準	手数料 (税抜)		
		料率	上限	下限
発行金融機関手数料	1回の売買取引債務(消費税込)の額に対して算出する。	1 %	100	15

7. ネットバンキング利用手数料

内 容	基 準	手数料 (税込)
ネットバンキング利用 (インターネットモバイル)	1 契約 (月間)	無料

8. 個人情報の開示等事務手数料

(単位：円)

内 容	手数料 (税込)
店頭での受取の場合	1 件 550
郵送の場合	1 件 1,100

9. 税務署など調査手数料

区 分	手数料
残高・履歴等	1 枚につき 20 円 + 消費税

10. 口座開設手数料

区 分	内 容	手数料 (税込)
当座貯金口座開設手数料	1 口座につき	3,300 円

11. 株式払込金取扱手数料

(1) 一般払込手数料

新株引受人が個別に株式の申し込みに来るような一般の払込に適用します。

$$\text{手数料} = (\text{有償払込額} \times \chi / 1,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円} \times \text{受付票または領収証通数}) \times (1 + \text{消費税の税率} + \text{地方消費税の税率})$$

有償払込額	χ	有償払込額	χ	有償払込額	χ
340百万円未満	3.50	1,100 百万円以上	2.45	3,000 百万円以上	1.90
340百万円以上	3.40	1,200 〃	2.40	4,000 〃	1.85
380 〃	3.30	1,300 〃	2.35	5,000 〃	1.80
420 〃	3.20	1,400 〃	2.30	6,250 〃	1.75
460 〃	3.10	1,500 〃	2.25	7,500 〃	1.70
500 〃	3.00	1,600 〃	2.20	8,750 〃	1.65
600 〃	2.90	1,700 〃	2.15	10,000 〃	1.60
700 〃	2.80	1,800 〃	2.10	11,250 〃	1.55
800 〃	2.70	1,900 〃	2.05	12,500 〃	1.50
900 〃	2.60	2,000 〃	2.00	15,000 百万円	1.45
1,000 〃	2.50	2,500 〃	1.95	15,000 百万円超過	χ

15,000 百万円を超過するもの
 χ (小数点3位以下切捨) = $\frac{15,000 \text{ 百万円} \times 1.45 / 1,000 + (\text{有償払込額} - 15,000 \text{ 百万円}) \times 1 / 1,000}{\text{有償払込額}} \times 1,000$

注1. 有償払込額30億円以上のものについては、取扱内容を勘案し別途取扱金融機関間で協議して料率を軽減することができるものとします。

(2) 一括取扱手数料

発起人または会社が株式払込金をとりまとめて払い込むような一括払込の場合に適用します。通常、少数株主の場合や縁故者募集で払込者が特定されている場合等が該当します。

$$\text{手数料} = \text{有償払込額} \times \chi / 1,000 \times (1 + \text{消費税の税率} + \text{地方消費税の税率})$$

有償払込額	χ	有償払込額	χ	有償払込額	χ
50 百万円未満	2.50	2,500 百万円以上	0.59	8,000 百万円以上	0.35
50 百万円以上	2.00	3,000 〃	0.55	8,500 〃	0.34
100 〃	1.50	3,500 〃	0.51	9,000 〃	0.33
300 〃	1.20	4,000 〃	0.48	10,000 〃	0.30
500 〃	1.00	4,500 〃	0.45	11,000 〃	0.29
700 〃	0.85	5,000 〃	0.43	12,000 〃	0.28
1,000 〃	0.75	5,500 〃	0.41	13,000 〃	0.27
1,300 〃	0.69	6,000 〃	0.40	14,000 〃	0.26
1,500 〃	0.66	6,500 〃	0.39	15,000 百万円	0.25
1,700 〃	0.64	7,000 〃	0.38	15,000 百万円超過	χ
2,000 〃	0.62	7,500 〃	0.36		

15,000 百万円を超過するもの
 χ (小数点3位以下切捨) = $\frac{15,000 \text{ 百万円} \times 0.25 / 1,000 + (\text{有償払込額} - 15,000 \text{ 百万円}) \times 0.2 / 1,000}{\text{有償払込額}} \times 1,000$

注1. 一括払込の範囲については、その都度取扱金融機関間で協議します。

12. 未利用口座管理手数料

内 容	手数料 (税込)
年 間	1,320円

13. 大量硬貨入出金手数料

区 分	枚 数	手数料 (税込)
大量硬貨 入出金手数料	50枚以下	無料
	51枚以上 100枚以下	330円
	101枚以上 1,000枚以下	440円
	1,001枚以上	1,000枚ごとに440円加算

【共済事業】

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・障害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、「ひと・いえ・くるまの総合保障」を主に、一人ひとりの生活スタイルにあった推進に取り組んでいます。その中において、3Q訪問活動（全戸訪問）を展開し、生命系では医療系共済を中心とする総合生活保障の取り組み、さらに自動車共済「クルマスター」の普及拡大を図るため、積極的な推進を行い契約者満足度の向上・サービスの提供に向けて取り組んでいます。

人生設計にあわせて、さまざまな共済をご用意しています。

	こんな方にオススメです	共済の種類
ひとの保障	万一のとき、ご家族のために生活費を残してあげたい方	終身共済
	病歴や健康状態に不安がある方	引受緩和型終身共済
	まとまった資金を活用したい方	生存給付特則付 一時払終身共済(平 28.10)
	一定期間、しっかりと万一のときに備えたい方	定期生命共済
	お手頃な共済掛金でライフステージに応じた万一保障を準備したい方	定期生命共済（逡減期間設定型）みちびき
	貯蓄しながら万一のときにも備えたい方	養老生命共済
	病気やケガに備える医療保障がほしい方	医療共済 メディフル
	病歴や健康状態に不安がある方	引受緩和型医療共済
	がんの手厚く備えたい方	がん共済
	身体に障害を負って働けなくなったときのリスクに備えたい方	生活障害共済 働くわたしのささエール
	身近な生活習慣病のリスクに備えたい方	特定重度疾病共済 身近なリスクにそなエール
	一生涯にわたる認知症の不安に備えたい方	認知症共済
	一生涯にわたる介護の不安に備えたい方	介護共済
	まとまった資金を活用したい方	一時払介護共済
	老後の生活資金の準備を始めたい方	予定利率変動型年金共済 ライフロード
	お子さま・お孫さまの教育資金を準備したい方	こども共済
いへの保障	火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい方	建物更生共済 むてきプラス・My 家財プラス
くるまの保障	自動車事故による賠償やケガ、修理に備えたい方	自動車共済 クルマスター
農業者向けの保障	農業において発生するさまざまなリスクに備えたい方	農業者賠償責任共済 ファーマスト

※他にも「一時払終身共済(平 28.10)」「傷害共済」「火災共済」「自賠責共済」「賠償責任共済」等をご用意しています。

【購買事業】

生産資材では、肥料・農薬の予約購買の推進による安定供給と、農機・生産資材・燃料（給油所）を、生活資材では地域に密着した生活店舗・食販をはじめ、耐久消費財・生活燃料（LPG）・介護用品・会館・観光・宅配事業など、組合員及び地域住民のニーズに応え、住み良い社会づくりのために幅広い事業展開に取り組んでいます。また、CA（シトラスアドバイザー）を選任して、生産面における肥料・農薬等の専門知識を習得し、施肥計画や散布等、生産者の相談者になれるよう育成にも取り組んでいます。

【農業経営事業】

平成 29 年度から、当たり手のいない優良園地の一時的管理、その後の新規就農者等への引継ぎを目的として「農業経営事業」を始めています。管理する園地を就農希望研修生の技術習得や職員研修の場として活用し、担い手支援チームと連携して担い手の育成に取り組んでいます。

【販売事業】

消費者の求める安全・安心、おいしい、新鮮な農産物の販売に産地をあげて取り組んでいます。西宇和農業の中心である柑橘類（温州みかん・伊予柑・清見など）の安定供給に努めています。

また、平成30年度から「西宇和みかん」「西宇和柑橘」の知名度アップを目指し、「西宇和キャンペーン」を開始しています。温州みかんの白箱（Nマーク西宇和みかん）も徐々に浸透し知名度を上げています。



西宇和みかん

うまいわ、
にしうわ。

<ロゴマークについて>

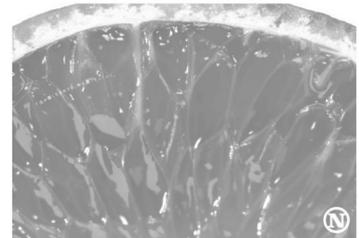
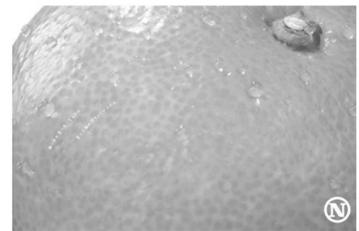
●「Nマーク」は日本を代表するみかん産地の証し
日本のみかんを代表する産地、愛媛の中でも、100年を超える歴史と品質への高い評価をいただいている西宇和エリアのみかんだけが使用することができる、「みかんの聖地」「みかんのブルゴニュー（みかんに特化した産地）」を目指した品質宣言マークです。
おいしいみかんを探す目印にしてください。

●「Nマーク」が生まれた背景

西宇和エリアは、かんきつ栽培に適した地形で、土地ならではの個性を受け継いだ高品質なみかんが育てられています。

そこでJAにしうわ（西宇和農業協同組合）は、八幡浜市、伊方町、西予市三瓶町にまたがるエリアで生産された温州みかんを「西宇和みかん」として統一ブランド化し、品質を保証する「Nマーク」の表示を平成30年度出荷分から開始。

段ボールや店頭販売の袋、店頭ツールなどにNマークを表示し、みかんの聖地・西宇和でとれた「西宇和みかん」であることを分かりやすくお伝えします。



系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 J A の貯金は、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティネットで守られています。

● 「J A バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J A バンク会員（J A ・信連・農林中金）総意のもと「J A バンク基本方針」に基づき、J A ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J A バンクシステム」といいます。

「J A バンクシステム」は、J A バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています。

● 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J A バンクの健全性を確保し、J A 等の経営破綻を未然に防止するための J A バンク独自の制度です。具体的には、（1）個々の J A 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国の J A バンクが拠出した「※ J A バンク支援基金」等を活用し、個々の J A の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※ 2022 年 3 月末における残高は 1,652 億円となっています。

● 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J A バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の J A バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

● 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2022 年 3 月末現在で 4,627 億円となっています。

直近の2事業年度における財産の状況

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)	科 目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	153,413,452	153,628,528	1. 信用事業負債	154,384,330	154,776,445
(1) 現金	481,850	504,274	(1) 貯金	154,179,566	154,640,776
(2) 預金	135,158,331	134,827,596	(2) その他信用事業負債	204,763	135,668
系統預金	135,149,353	134,820,803	未払費用	12,875	12,006
系統外預金	8,978	6,793	その他の負債	191,888	123,661
(3) 有価証券	9,478,110	9,637,320	2. 共済事業負債	494,332	553,548
国債	9,269,310	9,417,880	(1) 共済資金	255,441	306,401
地方債	208,800	219,440	(2) 未経過共済付加収入	229,479	236,773
(4) 貸出金	8,203,720	8,631,804	(3) 共済未払費用	9,410	10,373
証書貸付金	7,896,500	8,273,248	3. 経済事業負債	3,956,918	4,378,677
当座貸越	307,220	358,556	(1) 経済事業未払金	494,390	609,176
(5) その他信用事業資産	204,125	173,325	(2) 経済受託債務	3,462,527	3,457,978
未収収益	92,023	91,421	(3) その他の経済事業負債	-	311,522
その他の資産	112,101	81,903	4. 雑負債	557,791	557,408
(6) 貸倒引当金	△ 112,685	△ 145,791	(1) 未払法人税等	116,590	130,685
2. 共済事業資産	12,108	23,739	(2) リース債務	89,895	98,625
(1) その他の共済事業資産	12,108	23,739	(3) 資産除去債務	3,288	3,217
3. 経済事業資産	4,258,769	4,492,199	(4) その他の負債	348,017	324,880
(1) 経済事業未収金	831,127	922,847	5. 諸引当金	578,690	687,862
(2) 経済受託債権	1,692,695	1,812,139	(1) 賞与引当金	67,749	72,237
(3) 棚卸資産	1,341,242	1,008,761	(2) 退職給付引当金	492,334	583,225
購買品	1,341,242	1,008,761	(3) 役員退職慰労引当金	18,606	32,400
(4) その他の経済事業資産	417,388	771,356	6. 繰延税金負債	-	16,127
(5) 貸倒引当金	△ 23,684	△ 22,905	7. 再評価に係る繰延税金負債	730,573	748,805
4. 雑資産	1,820,902	2,114,617	負債の部合計	160,702,637	161,718,875
5. 固定資産	7,361,572	7,509,050	(純資産の部)		
(1) 有形固定資産	7,345,775	7,480,739	1. 組合員資本	11,253,887	10,699,690
建物	8,202,219	8,214,758	(1) 出資金	2,923,199	2,915,602
機械装置	5,610,298	5,578,495	(2) 資本準備金	707	707
土地	5,226,055	5,300,840	(3) 利益剰余金	8,388,273	7,815,332
リース資産	165,300	165,300	利益準備金	4,119,386	4,039,386
建設仮勘定	170,741	90,705	その他利益剰余金	4,268,886	3,775,945
その他の有形固定資産	2,015,697	1,988,566	営農振興積立金	340,000	260,000
減価償却累計額	△ 14,044,536	△ 13,857,927	経営安定化対策積立金	1,300,059	1,180,059
(2) 無形固定資産	15,797	28,311	地域農業振興積立金	34,914	35,320
6. 外部出資	6,894,396	6,894,296	土地減損対策積立金	1,520,088	1,492,051
系統出資	6,628,075	6,628,075	共選再編積立金	280,000	200,000
系統外出資	177,741	177,641	当期末処分剰余金	793,825	608,514
子会社等出資	88,580	88,580	(うち当期剰余金)	(568,170)	(352,097)
7. 繰延税金資産	118,159	-	(4) 処分未済持分	△ 58,293	△ 31,952
			2. 評価・換算差額等	1,922,837	2,243,866
			(1) その他有価証券評価差額金	328,029	601,375
			(2) 土地再評価差額金	1,594,808	1,642,490
資産の部合計	173,879,362	174,662,432	純資産の部合計	13,176,725	12,943,556
			負債及び純資産合計	173,879,362	174,662,432

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	科 目	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1. 事業総利益	3,206,191	3,301,143	2. 事業管理費	2,694,757	2,772,946
事業収益	7,640,628	7,772,593	人件費	1,858,592	1,897,444
事業費用	4,434,436	4,471,450	業務費	218,770	210,770
(1) 信用事業収益	1,117,065	1,115,089	諸税負担金	95,548	106,305
資金運用収益	1,029,166	1,051,411	施設費	518,915	555,151
役務取引等収益	15,711	16,262	その他事業管理費	2,930	3,274
その他経常収益	72,188	47,414	事業利益	511,434	528,197
(2) 信用事業費用	59,490	38,091	3. 事業外収益	241,786	218,089
資金調達費用	28,187	27,577	受取雑利息	5,589	6,939
役務取引等費用	10,110	9,710	受取出資配当金	148,143	147,782
その他事業直接費用	12,258	—	賃貸料	32,115	34,934
その他経常費用	8,933	803	職員厚生貸付金利息	2,037	2,526
(うち貸倒引当金戻入益)	(△22,956)	(△31,321)	雑収入	53,899	25,906
信用事業総利益	1,057,575	1,076,997	4. 事業外費用	27,545	22,666
(3) 共済事業収益	637,308	698,575	支払雑利息	1,818	2,269
共済付加収入	589,135	634,584	寄付金	1,316	1,453
その他の収益	48,172	63,991	賃貸物件等経費	8,189	13,470
(4) 共済事業費用	47,233	54,361	雑損失	16,221	5,473
共済推進費	23,851	31,392	経常利益	725,675	723,619
その他の費用	23,382	22,968	5. 特別利益	709	—
共済事業総利益	590,074	644,214	固定資産処分益	709	—
(5) 購買事業収益	4,854,120	4,879,939	6. 特別損失	91,585	217,705
購買品供給高	4,648,186	4,635,571	固定資産処分損	—	4,857
購買手数料	136,173	132,709	減損損失	91,585	212,848
その他の収益	69,761	111,659	税引前当期利益	634,800	505,914
(6) 購買事業費用	3,909,803	3,964,276	法人税・住民税及び事業税	146,841	160,862
購買品供給原価	3,832,660	3,889,617	法人税等調整額	△ 80,212	△ 7,046
その他の費用	77,142	74,658	法人税等合計	66,629	153,816
(うち貸倒引当金繰入額)	(850)	—	当期剰余金	568,170	352,097
(うち貸倒引当金戻入益)	—	(△12,446)	当期首繰越剰余金	168,741	164,485
購買事業総利益	944,317	915,662	土地再評価差額金取崩額	47,681	63,343
(7) 販売事業収益	871,193	905,230	土地減損対策積立金取崩額	8,826	27,182
販売品販売高	418,864	430,386	農業振興積立金取崩額	405	1,405
販売手数料	413,084	443,451	当期末処分剰余金	793,825	608,514
その他の収益	39,244	31,393			
(8) 販売事業費用	320,531	320,816			
販売品販売原価	294,374	298,645			
その他の費用	26,157	22,171			
販売事業総利益	550,662	584,414			
(9) その他事業収益	166,925	191,723			
(10) その他事業費用	12,008	8,467			
(うち貸倒引当金戻入益)	(△71)	(△32)			
その他事業総利益	154,916	183,255			
(11) 指導事業収入	5,201	6,483			
(12) 指導事業支出	96,555	109,884			
指導事業収支差額	△ 91,353	△ 103,400			

注1. 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を表示しています。

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式：移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 購買品（店舗在庫以外）：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 購買品（店舗在庫）：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権（破綻懸念先）については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち、元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

上記以外の債権については、主として貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上し

ており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査担当部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が買取又は受託により集荷して取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③その他事業（利用事業）

選果場等の施設を設置して共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、そのため科目別金額の合計額はそれぞれの合計欄の金額と一致していません。

8 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 受託販売における共同計算の会計処理の方法

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する販売立替金（運賃、資材等）及び販売品の販売委託者に支払った販売仮渡金（前渡金、内渡金等）を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売仮受金（販売代金）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（運賃、荷造経費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

II. 会計方針の変更に関する注記

1 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

1 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 91,585 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるも

のとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年6月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 会計上の見積りの変更に関する注記

耐用年数の変更

当組合が保有する機械設備のうち選果機及び光センサーについては、従来、耐用年数を7年として減価償却を行っていましたが、当事業年度において耐用年数をそれぞれ12年と10年に見直し、将来にわたり変更しております。

当組合では、従前より高性能な選果機等の導入を進めてまいりましたが、当事業年度において、高性能な選果機等が長期間使用できることが顕在化しました。これにより、従来の耐用年数と経済的使用可能予測期間との乖離が明らかになったことから、それぞれの耐用年数にわたって費用配分することが当組合の実態をより適切に反映できると判断しています。

この変更により、従来と比べて当事業年度の利用事業の事業収益、事業費用が2,025千円減少しますが、事業利益、経常利益、税引前利益には影響ありません。

V. 貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は8,861,548千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	1,871,961千円	機械装置	6,985,045千円	その他の有形固定資産	4,542千円
----	-------------	------	-------------	------------	---------

2 担保に供している資産

定期預金5,000,000千円を当座貸越の担保に供しています。また、定期預金100,000千円を指定金融機関の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額	212千円
子会社に対する金銭債務の総額	461,919千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額	73,651千円
--------------------------	----------

5 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるもの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は124,276千円、危険債権額は110,850千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 235,127 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が

再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 3,313,663 千円

○同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用の土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

VI. 損益計算書に関する注記

1 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	21,786 千円
うち事業取引高	3,415 千円
うち事業取引以外の取引高	18,370 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	255,362 千円
うち事業取引高	255,350 千円
うち事業取引以外の取引高	11 千円

2 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、出張所、給油所ごとに、また、業務外固定資産（賃貸固定資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、経済センター等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の

資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。
当期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
三 瓶 給 油 所	一般資産	土地・機械装置・その他の有形固定資産	
大 平 給 油 所	〃	土地・機械装置・その他の有形固定資産	
A コープみかめ	賃貸資産	土地・建物	
二 及 代 物 弁 済	遊休資産	土地	
双 岩 事 務 所	〃	土地	
磯 津 事 業 所	〃	土地	
周 木 事 業 所	〃	土地・その他の有形固定資産	
二 及 事 業 所	〃	土地	
蔵 貫 事 業 所	〃	土地	
皆 江 事 業 所	〃	土地	
三 崎 住 宅	〃	土地	
二 名 津 事 業 所	〃	土地	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一般資産（三瓶給油所、大平給油所）は、当該事業所の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

賃貸用固定資産（A コープみかめ）は、使用価値が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産（二及代物弁済、双岩事務所、磯津事業所、周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、皆江事業所、三崎住宅、二名津事業所）は、当該土地の時価が下落しているため、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

三 瓶 給 油 所	483 千円	(土地 434 千円、機械装置 38 千円、その他の有形固定資産 10 千円)
大 平 給 油 所	1,105 千円	(土地 1,079 千円、機械装置 21 千円、その他の有形固定資産 3 千円)
A コープみかめ	80,145 千円	(土地 63,275 千円、建物 16,869 千円)
二 及 代 物 弁 済	1,982 千円	(土地 1,982 千円)
双 岩 事 務 所	717 千円	(土地 717 千円)
磯 津 事 業 所	725 千円	(土地 725 千円)
周 木 事 業 所	2,094 千円	(土地 2,093 千円、その他の有形固定資産 0 千円)
二 及 事 業 所	1,239 千円	(土地 1,239 千円)
蔵 貫 事 業 所	1,252 千円	(土地 1,252 千円)
皆 江 事 業 所	1,102 千円	(土地 1,102 千円)
三 崎 住 宅	18 千円	(土地 18 千円)
二 名 津 事 業 所	718 千円	(土地 718 千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

三瓶給油所、大平給油所、A コープみかめ、二及代物弁済、双岩事務所、磯津事業所、周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、皆江事業所、三崎住宅、二名津事業所の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、固定資産税評価額を合理的に調整し算出しています。

3 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、8,763 千円の棚卸評価損が含まれています。

VII. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへの貸付、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債などの債券の運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は全て債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。通常の貸出取引については、本店に業務課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において、資産の健全性の維持・向上を図るため資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.08% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 5,351 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生

じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（3）に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	135,158,331	135,137,574	△ 20,757
有 価 証 券	9,478,110	9,478,110	
その他有価証券	9,478,110	9,478,110	－
貸 出 金	8,203,720		
貸倒引当金(*1)	△ 112,685		
貸倒引当金控除後	8,091,035	8,375,328	284,293
資 産 計	152,727,477	152,991,012	263,535
貯 金	154,179,566	154,181,724	2,157
負 債 計	154,179,566	154,181,724	2,157

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

○資産

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用して、地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

○負債

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	6,894,396

(*1) 外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	135,158,331	—	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—	8,900,000
満期保有目的 の 債 券	—	—	—	—	—	—
その他有価証券の うち満期があるもの	—	—	—	—	—	8,900,000
貸 出 金(*1,2)	1,186,172	723,129	667,137	534,327	518,706	4,491,077
合 計	136,344,504	723,129	667,137	534,327	518,706	13,391,077

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 307,220 千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 83,169 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金 (*1)	147,003,634	4,188,784	2,023,019	386,659	367,980	209,489

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

VIII. 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次の通りです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	種 類	貸 借 対 照 表 計 上 額	取得原価又は 償 却 原 価	差 額 (*)
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国 債	8,208,410	7,574,046	634,363
	地方債	208,800	203,325	5,474
	小 計	8,417,210	7,777,371	639,838
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	国 債	1,060,900	1,195,729	△ 134,829
	地方債	—	—	—
	小 計	1,060,900	1,195,729	△ 134,829
合 計		9,478,110	8,973,101	505,008

* なお、上記差額から繰延税金負債 176,979 千円を差し引いた額 328,029 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売 却 額	売 却 損
債 券	188,220	12,258
国 債	188,220	12,258

IX. 退職給付に係る注記

1 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。退職金共済制度の積立金は 1,172,224 千円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務（控除後）		844,390 千円
勤務費用		6,696 千円
利息費用		6,079 千円
数理計算上の差異の発生額	△	718 千円
退職給付の支払額	△	111,537 千円
期末における退職給付債務（控除後）		744,911 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産		372,449 千円
期待運用収益		3,873 千円
数理計算上の差異の発生額	△	69 千円
年金制度への拠出金		13,046 千円
退職給付の支払額	△	41,420 千円
期末における年金資産		347,879 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務（控除前）		1,917,136 千円
（うち特定退職共済制度）	△	1,172,224 千円
退職給付債務（控除後）		744,911 千円
年金資産	△	347,879 千円
未積立退職給付債務		397,032 千円
未認識過去勤務費用		79,048 千円
未認識数理計算上の差異		16,253 千円
貸借対照表計上額純額		492,334 千円
退職給付引当金		492,334 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用		6,696 千円
利息費用		6,079 千円
期待運用収益	△	3,873 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△	5,201 千円
過去勤務費用の費用処理額	△	11,428 千円
小計	△	7,727 千円
特定退職共済制度への拠出金		75,309 千円
臨時に支払った割増退職金		2,268 千円
合計		69,849 千円

(6) 年金資産の主な内容

年金資産の合計額に対する主な分類ごとの比率は、次の通りです。

一般勘定 100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.72%
長期期待運用収益率 1.04%

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 23,676 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、213,537 千円となっています。

X. 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	賞与引当金	18,739 千円
	退職給付引当金	136,179 千円
	貸倒引当金	30,099 千円
	雑損失	20,387 千円
	減損損失	297,235 千円
	その他有価証券評価差額金	37,293 千円
	役員退職慰労引当金	5,146 千円
	その他	40,754 千円
	繰延税金資産 小計	585,836 千円
	評価性引当額	△ 290,271 千円
繰延税金資産 合計 (A)	295,564 千円	
繰延税金負債	有形固定資産 (資産除去債務)	△ 425 千円
	その他有価証券評価差額金	△ 176,979 千円
	繰延税金負債 合計 (B)	△ 177,404 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	118,159 千円	

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.49%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.22%
住民税均等割等	0.84%
評価性引当額の増減	△ 16.17%
その他	△ 1.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.50%

XI. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XII. その他の注記

1 リース取引に関する注記

リース会計基準に基づく、当事業年度末におけるリース資産の内容は、以下のとおりです。

(1) ファイナンス・リース取引 (借り手側)

① 所有権移転ファイナンス・リース取引

太陽光設備 (中央共選)

太陽光設備 (経済センター)

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

(2) オペレーティング・リース取引（借手側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。

	(単位：千円)		
	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	4,800	18,625	23,425

事業管理費の内訳

(単位：千円)

科 目	内 訳 科 目	令和4年度	令和3年度
人 件 費	役員報酬	57,714	56,081
	給料手当	1,446,507	1,485,322
	うち賞与引当金繰入額	67,749	72,237
	福利厚生費	277,614	282,421
	退職給付費用	69,849	66,917
	役員退職慰労金	6,906	6,700
	うち役員退職慰労引当金繰入額	6,906	6,700
	小 計	1,858,592	1,897,444
業 務 費	会議費	14,282	12,046
	接待交際費	1,057	1,137
	宣伝広告費	1,326	889
	通信費	38,343	39,586
	印刷消耗品費	23,827	22,921
	図書研修費	17,361	12,800
	業務委託費	115,080	117,586
	旅費	7,491	3,803
	小 計	218,770	210,770
諸 税 負 担 金	租税公課	59,476	70,022
	支払賦課金	30,205	30,148
	分担金	5,866	6,133
	小 計	95,548	106,305
施 設 費	減価償却費	217,775	258,946
	保守修繕費	72,950	72,724
	保険料	33,228	37,504
	水道光熱費	72,193	58,555
	賃借料	63,171	69,944
	消耗備品費	1,357	1,015
	車両費	36,968	38,458
	施設管理費	21,271	18,001
	小 計	518,915	555,151
その他事業管理費		2,930	3,274
合 計		2,694,757	2,772,946

剰余金処分計算書

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和3年度
当期末処分剰余金	793,825	608,514
剰余金処分量	601,217	439,773
利益準備金	120,000	80,000
任意積立金	416,825	316,862
営農振興積立金	120,000	80,000
経営安定化対策積立金	200,000	120,000
土地減損対策積立金	16,825	36,862
共選再編積立金	80,000	80,000
事業分量配当金	21,675	—
出資配当金	42,715	42,910
次期繰越剰余金	192,608	168,741

注1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

令和4年度 1.5% 令和3年度 1.5%

注2. 事業分量による配当の基準は、次のとおりです。

令和4年度 肥料の年間供給高に対し3.0%

注3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和4年度 30,000千円 令和3年度 30,000千円

注4. 営農振興積立金は、営農指導事業の改善発達による地域営農振興と営農指導に係る費用の一部を財務収益で確保することを目的とし、毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補填した後の金額）の5分の1に相当する金額以上の金額を基準に積み立て、出資金の2倍に達するまでの金額を積立目標額としています。

注5. 経営安定化対策積立金は、将来突発的に発生する可能性のあるリスクへの備えとし、組合経営に大きな影響を及ぼす臨時的な損失若しくは支出に充てることを目的として、毎事業年度の剰余金処分により積み立てるものとし、積立金の積立目標額は20億円としています。

注6. 土地減損積立金は、固定資産の減損処理に伴い発生する損失または支出のうち、土地の減損処理に充てることを目的としています。積立目標額は土地の簿価（既に減損処理を行っている土地については減損処理後の簿価）と時価（直近の固定資産税評価額）との差額とし、毎事業年度の剰余金処分により積み立てるものとしています。

注7. 共選再編積立金は、将来の共選体制を維持するための、共選再編に向けて積み立てるものとしています。積立目標額は10億円とし、毎事業年度の販売事業利益（事業管理費控除後）の3分の1に相当する金額以上を基準として、毎事業年度の剰余金処分により積み立てるものとしています。

部門別損益計算書（令和4年度）

（単位：千円）

項目	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	8,688,806	1,117,065	637,308	5,605,400	1,323,830	5,201	
事業費用②	5,482,614	59,490	47,233	4,268,158	1,011,176	96,555	
事業総利益③ ①－②	3,206,191	1,057,575	590,074	1,337,241	312,653	△91,353	
事業管理費④ (うち減価償却費)⑤ (うち人件費)⑤'	2,694,757 (217,775) (1,858,592)	673,636 (18,724) (400,201)	401,401 (5,696) (327,596)	969,480 (155,595) (631,086)	381,293 (31,172) (277,855)	268,945 (6,585) (221,842)	
うち共通分⑥ (うち減価償却費)⑦ (うち人件費)⑦'		157,299 (5,381) (23,269)	81,217 (1,727) (19,047)	177,633 (44,720) (36,693)	77,063 (9,751) (16,155)	47,582 (1,996) (12,898)	△540,796 (△63,576) (△108,064)
事業利益⑧ ③－④	511,434	383,939	188,672	367,761	△68,639	△360,298	
事業外収益⑨ うち共通分⑩	241,786	70,147	35,166	82,407	33,461	20,602	
事業外費用⑪ うち共通分⑫	27,545	8,329	4,069	8,900	3,861	2,384	
経常利益⑬ ⑧＋⑨－⑪	725,675	445,757	219,769	441,267	△39,038	△342,080	
特別利益⑭ うち共通分⑮	709	206	106	233	101	62	
特別損失⑯ うち共通分⑰	91,585	26,639	13,754	30,082	13,050	8,058	
税引前当期利益⑱ ⑬＋⑭－⑯	634,800	419,324	206,121	411,418	△51,988	△350,076	
営農指導事業分配賦額⑲		70,015	70,015	175,038	35,007	△350,076	
営農指導事業配賦後⑳ 税引前当期利益	634,800	349,309	136,106	236,380	△86,996		

注1. 損益計算書の「事業収益」「事業費用」は、農業協同組合法施行規則の改正に伴い各事業相互間の内部損益を除去しているため、部門別損益計算書の「事業収益」「事業費用」とは一致していません。

配賦割合

（単位：％）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	29.0	15.0	32.8	14.2	8.7	100.0
営農指導事業	20.0	20.0	50.0	10.0	—	100.0

部門別の資産

（単位：千円）

項目	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業別の総資産	190,939,698	157,262,467	1,508,908	18,431,420	4,341,434	16,042	9,379,324
総資産 (共通資産配分後) (うち固定資産)	190,939,698 (7,361,572)	159,990,602 (2,141,238)	2,917,504 (1,105,568)	21,512,212 (2,418,028)	5,677,994 (1,049,029)	841,283 (647,709)	

経営者確認書

- 1 私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表（連結財務諸表を含む）作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表（連結財務諸表を含む）が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - （1）業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - （2）業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - （3）重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月27日
西宇和農業協同組合
代表理事理事長 小笠原 栄治

会計監査人の監査

令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

開示基準別の債権の分類・保全状況図

<自己査定債務者区分>			<金融再生法／農協法>		
信用事業総与信		信用事業 以外の与信	信用事業総与信		信用事業 以外の与信
貸出金	その他債権		貸出金	その他債権	
破綻先			破産更生債権及び これらに準ずる債権		
実質破綻先			危険債権		
破綻懸念先			要管理債権		
要注意先	要管理先		三月以上延滞債権		
	その他要注意先		貸出条件緩和債権		
正常先			正常債権		

●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 3ヶ月以上延滞債権

元金または利息に支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の債権または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特産の問題がないと認められる債務者

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

●要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

●三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

注1. 農協法施行規則の一部改正により、金融再生法開示債権と農協法施行規則による開示債権の一本化が図られました。

直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

主要な経営指標

(単位：千円、人、%)

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
経常収益（事業収益）	8,688,806	9,019,001	9,315,501	9,244,486	9,696,142
信用事業	1,117,065	1,115,089	1,182,133	1,182,595	1,290,398
共済事業	637,308	698,575	714,909	739,891	774,910
農業関連事業	5,605,400	5,839,770	6,005,628	5,718,115	5,833,107
その他事業	1,329,031	1,365,566	1,412,830	1,603,883	1,797,726
経常利益	725,675	723,619	789,835	585,607	608,882
当期剰余金	568,170	352,097	578,668	356,935	201,326
純資産額	13,176,725	12,943,556	12,813,125	12,356,186	12,219,679
出資金	2,923,199	2,915,602	2,927,448	2,929,077	2,936,986
利益準備金	4,119,386	4,039,386	3,919,386	3,839,386	3,779,386
再評価差額金	1,594,808	1,642,490	1,705,833	1,743,244	1,772,363
資本積立金	707	707	707	707	707
任意積立金	3,475,061	3,167,431	2,735,595	2,477,574	2,333,835
有価証券等評価差額金	328,029	601,375	771,001	856,533	1,030,660
当期末処分剰余金	793,825	608,514	787,936	552,950	413,885
処分未済持分	△ 58,293	△ 31,952	△ 34,784	△ 43,288	△ 48,147
総資産額	173,879,362	174,662,432	173,346,422	166,950,180	166,760,880
貯金残高	154,179,566	154,640,776	152,995,879	146,964,603	146,697,691
貸出金残高	8,203,720	8,631,804	9,154,814	9,587,156	10,088,065
預金残高	135,158,331	134,827,596	133,376,483	123,279,145	120,335,746
有価証券残高	9,478,110	9,637,320	8,862,090	11,688,210	12,939,724
剰余金配当金額	64,391	42,910	43,027	43,071	43,251
事業分量配当	21,675	－	－	－	－
出資配当額	42,715	42,910	43,027	43,071	43,251
組合員数	10,752	11,026	11,458	11,728	11,322
正組合員	5,119	5,243	5,389	5,518	5,061
准組合員	5,633	5,783	6,069	6,210	6,261
役員数	31	30	30	30	29
理事	4	4	4	4	3
経営管理委員	21	20	20	20	20
監事	6	6	6	6	6
正職員数	271	279	274	294	310
男	187	198	200	216	228
女	84	81	74	78	82
単体自己資本比率	17.52	16.75	16.22	15.80	15.37

直近の2事業年度における主要な業務の状況を示す指標

利益総括表

(単位：千円、%)

項目	令和4年度	令和3年度	増減
資金運用収支	1,000,978	1,023,834	△ 22,856
役務取引等収支	5,600	6,552	△ 951
その他信用事業収支	50,996	46,610	4,385
信用事業粗利益	1,057,575	1,076,997	△ 19,422
信用事業粗収益率	0.70	0.72	△ 0.01
事業粗利益	3,260,586	3,315,071	△ 94,951
事業粗収益率	1.85	1.93	△ 0.08
事業純益	565,829	542,124	23,705
実質事業純益	565,829	542,124	23,705
コア事業純益	578,088	542,124	35,964
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	578,088	542,124	35,964

注1. 信用事業粗収益率=信用事業粗収益÷信用事業資産平均残高×100

注2. 事業粗収益率=事業粗収益÷総資産平均残高×100

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	149,171	1,029	0.68	148,601	1,051	0.70
預金	131,666	791	0.60	131,383	814	0.61
有価証券	8,916	110	1.23	8,147	103	1.27
貸出金	8,588	127	1.48	9,070	133	1.46
資金調達勘定	151,780	28	0.01	151,733	27	0.01
貯金・定期積金	151,780	28	0.01	151,731	27	0.01
借入金	0	0	0.47	1	0	1.88
総資金利鞘	-	-	0.33	-	-	0.33

注1. 総資金利鞘=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率)

受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項目	令和4年度増減額	令和3年度増減額
受取利息	△ 22,245	△ 18,360
うち貸出金	△ 5,790	△ 14,176
商品有価証券	-	-
有価証券	6,169	△ 1,299
コールローン	-	-
買入手形	-	-
預金	△ 22,624	△ 2,884
支払利息	610	△ 3,781
うち貯金	645	△ 3,695
譲渡性貯金	-	-
借入金	△ 35	△ 85
差引	△ 22,856	△ 14,579

注1. 増減額は前年度対比です。

利益率

(単位：%)

項目	令和4年度	令和3年度	増減
総資産経常利益率	0.41	0.41	0.00
資本経常利益率	5.87	6.00	△ 0.13
総資産当期純利益率	0.32	0.20	0.12
資本当期純利益率	4.60	2.92	1.68

注1. 総資産経常利益率=経常利益÷総資産×100

注2. 資本経常利益率=経常利益÷資本勘定平均残高×100

注3. 総資産当期純利益率=当期純利益÷総資産平均残高×100

注4. 資本当期純利益率=当期純利益÷資本勘定平均残高×100

貯金に関する指標

【科目別貯金残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和4年度		令和3年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	61,834,393	40.1	59,112,191	38.22	2,722,202
当座貯金	338,408		370,180		△ 31,771
普通貯金	61,050,316		58,266,138		2,784,178
貯蓄貯金	442,466		451,443		△ 8,977
通知貯金	—		—		—
別段貯金	2,759		23,616		△ 20,857
その他貯金	442		—		△ 369
定期性貯金	92,345,172	59.89	95,528,584	61.77	△ 3,183,411
定期貯金	89,215,847		92,129,446		△ 2,913,599
定期積金	3,129,325		3,399,137		△ 269,811
譲渡性貯金	—		—		—
合 計	154,179,566	100.00	154,640,776	100.00	△ 461,209
組合員貯金	133,803,367	86.78	134,972,589	87.28	△ 1,169,222
うち同一世帯に属するもの	56,570,822		56,833,999		△ 263,177
うちその他非営利法人	775,564		587,689		187,875
うち地方公共団体	12,520,159		12,101,773		418,386
組合員以外の貯金	20,376,198	13.21	19,668,186	12.71	708,012

【科目別貯金平均残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和4年度		令和3年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	57,240,223	37.72	54,509,069	35.92	2,731,153
定期性貯金	94,499,542	62.27	97,203,652	64.07	△ 2,704,110
小 計	151,739,766		151,712,722		27,043
譲渡性貯金	—		—		—
合 計	151,739,766	100.00	151,712,722	100.00	27,043

【定期貯金残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和4年度		令和3年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
定期貯金	89,215,847	100.00	92,129,446	100.00	△ 2,913,599
うち固定自由金利定期	89,204,672	99.98	92,118,002	99.98	△ 2,913,330
変動自由金利定期	11,174	0.01	11,444	0.01	△ 269

注1. 固定自由金利定期とは、預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金です。

注2. 変動自由金利定期とは、預入期間中の市場金利に応じて金利が変動する自由金利定期貯金です。

貸出金に関する指標

【科目別貸出金残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和4年度		令和3年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
手形貸付金	—	—	—	—	—
証書貸付金	7,896,500	96.25	8,273,248	95.84	△ 376,747
当座貸越	307,220	3.74	358,556	4.15	△ 51,335
割引手形	—	—	—	—	—
合 計	8,203,720	100.00	8,631,804	100.00	△ 428,083
組合員貸出金	5,825,473	71.41	5,977,644	69.25	△ 152,171
うち同一世帯に属するもの	46,714		51,583		△ 4,868
組合員以外の貸出金	2,331,532	28.58	2,654,159	30.74	△ 322,627
地方公共団体	809,644		1,049,209		△ 239,564
その他員外	1,521,888		1,604,950		△ 83,062

【科目別貸出金平均残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和4年度		令和3年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
手形貸付金	—	—	0	0.00	0
証書貸付金	8,208,191	95.57	8,615,484	94.98	△ 407,292
当座貸越	380,337	4.42	454,615	5.01	△ 74,277
割引手形	—	—	—	—	—
合 計	8,588,529	100.00	9,070,100	100.00	△ 481,570

【貸出金の金利条件別内訳残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和4年度		令和3年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
固定金利貸出	7,688,287	93.71	8,001,110	92.69	△ 312,823
変動金利貸出	515,432	6.28	630,694	7.30	△ 115,262
合 計	8,203,720	100.00	8,631,804	100.00	△ 428,084

注1. 固定金利貸出とは、貸付時に償還日までの利率が確定する貸出金です。

注2. 変動金利貸出とは、貸付期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する貸出金です。

【貸出金の担保別内訳残高】

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和3年度	増 減
担 保	667,182	810,095	△ 142,913
当組合貯金・積金	208,936	249,575	△ 40,639
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他	458,246	560,520	△ 102,274
保 証	5,238,343	5,224,387	13,956
農業信用基金協会	5,003,226	4,989,486	13,740
その他	235,116	234,901	215
信 用	2,298,195	2,597,321	△ 299,126
合 計	8,203,720	8,631,804	△ 428,084

【貸出金の業種別残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和4年度		令和3年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農業	2,150,073	26.20	2,117,139	24.52	32,934
林業	—	—	—	—	—
水産業	107,229	1.30	115,500	1.33	△ 8,271
製造業	241,205	2.94	202,233	2.34	38,972
鉱業	—	—	—	—	—
建設業	565,012	6.88	587,563	6.80	△ 22,551
電器・ガス・水道業	116,804	1.42	120,498	1.39	△ 3,694
運輸・通信業	133,750	1.63	144,958	1.67	△ 11,208
卸売・小売業・飲食店	130,338	1.58	108,693	1.25	21,645
金融・保険業	1,034,242	12.60	1,037,065	12.01	△ 2,823
不動産業	76,725	0.93	89,451	1.03	△ 12,726
サービス業	1,303,722	15.89	1,287,779	14.91	15,943
地方公共団体	809,644	9.86	1,049,209	12.15	△ 239,565
その他	1,534,970	18.71	1,771,710	20.52	△ 236,740
合 計	8,203,720	100.00	8,631,804	100.00	△ 428,084

【貯貸率・貯証率】

(単位：%)

種 類	令和4年度		令和3年度		増 減
	期 末	期中平残	期 末	期中平残	
貯貸率	5.32	5.65	5.58	5.97	△ 0.26
	5.65	5.87	5.97	5.36	△ 0.31
貯証率	6.14	5.87	6.23	5.36	△ 0.08
	5.87	5.36	5.36	0.50	0.50

注1. 貯貸率とは、貸出金の貯金に対する比率をいいます。
注2. 貯証率とは、有価証券の貯金に対する比率をいいます。

【貸出金の用途別内訳残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和4年度		令和3年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
設備資金	4,812,615	58.66	4,832,912	55.98	△ 20,297
運転資金	3,391,105	41.33	3,798,892	44.01	△ 407,787
合 計	8,203,720	100.00	8,631,804	100.00	△ 428,084

【債務保証見返額の担保別内訳残高】

該当する取引はありません。

【営農類型別の貸出金残高】

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
穀作	—	—	—
野菜・園芸	—	—	—
果樹・樹園農業	664,026	660,521	3,505
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	3,087	△ 3,087
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	175,449	182,692	△ 7,243
農業関連団体等	—	—	—
合 計	839,476	846,300	△ 6,824

注1. 農業関係の貸出金とは、農業者・農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、前記貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
注2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
注3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

【資金種類別の貸出金残高】

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
プロパー資金	637,237	650,242	△ 13,005
農業制度資金	202,239	196,058	6,181
農業近代化資金	192,390	183,172	9,218
その他制度資金	9,849	12,886	△ 3,037
合 計	839,476	846,300	△ 6,824

注1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものを言います。

注2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの

②地方公共団体が利子補給等を行う事でJAが低利で融資するもの

③日本政策金融公庫が直接融資するもの

があり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

【農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況】

(単位：千円)

債 権 区 分	債権額	保 全 額				
		担保	保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	124,276	151	49,729	74,395	124,276
	令和3年度	206,065	50,341	39,513	116,211	206,065
危 険 債 権	令和4年度	110,850	32,652	53,887	24,310	110,850
	令和3年度	52,670	39,430	2,106	11,134	52,670
要 管 理 債 権	令和4年度	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和4年度	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—
貸出件緩和債権	令和4年度	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—
小 計	令和4年度	235,127	32,804	103,616	98,706	235,127
	令和3年度	258,735	89,771	41,619	127,345	258,735
正 常 債 権	令和4年度	7,975,256				
	令和3年度	8,379,951				
合 計	令和4年度	8,210,383				
	令和3年度	8,638,686				

注1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

【元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況】

該当する取引はありません。

内国為替取扱実績

(単位：千件、千円)

種 類		令和4年度		令和3年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	55	166	52	162
	金 額	25,321,994	40,424,248	25,290,499	44,002,766
代金取立為替	件 数	0	0	0	0
	金 額	6,685	338	21,665	403
雑 為 替	件 数	1	1	1	1
	金 額	4,375,047	250,214	7,291,389	302,763
合 計	件 数	57	169	54	166
	金 額	29,703,727	40,674,800	32,603,555	44,305,933

有価証券に関する指標

【種類別有価証券残高】

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
国 債	9,269,310	9,417,880	△ 148,570
地方債	208,800	219,440	△ 10,640
金融債	—	—	—
合 計	9,478,110	9,637,320	△ 159,210

【種類別有価証券平均残高】

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
国 債	8,711,284	7,941,182	770,102
地方債	203,591	203,857	△ 266
金融債	—	—	—
合 計	8,914,875	8,145,039	769,836

【商品有価証券種類別平均残高】

該当する取引はありません。

【有価証券残存期間別残高】

(単位：千円)

種 類	1年以下	1～3年	3～5年	5～7年	7～10年	10年超	期間の 定めなし	合 計
令和4年度								
国 債	—	—	—	—	336,690	8,932,620	—	9,269,310
地方債	—	—	—	—	—	208,800	—	208,800
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	336,690	9,141,420	—	9,478,110
令和3年度								
国 債	—	—	—	—	—	9,417,880	—	9,417,880
地方債	—	—	—	—	—	219,440	—	219,440
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	9,637,320	—	9,637,320

【有価証券の時価情報】

(単位：千円)

	種 類	令和4年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	8,208,410	7,574,046	634,363	8,470,880	7,585,476	885,404
	地方債	208,800	203,325	5,474	219,440	203,591	15,849
	小 計	8,417,210	7,777,371	639,838	8,690,320	7,789,067	901,253
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	1,060,900	1,195,729	△ 134,829	947,000	997,590	△ 50,590
	地方債	—	—	—	—	—	—
	小 計	1,060,900	1,195,729	△ 134,829	947,000	997,590	△ 50,590
合 計		9,478,110	8,973,100	505,008	9,637,320	8,786,657	850,663

【デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引】

該当する取引はありません。

共済事業

【長期共済保有高】

(単位：万円)

種 類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
生命総合共済	195,650	16,711,560	296,695	17,949,599
終身共済	131,654	13,318,492	186,590	14,090,499
定期生命共済	13,230	162,440	43,100	162,910
養老生命共済	44,395	2,745,420	46,480	3,174,595
うちこども共済	31,650	963,730	25,430	1,013,560
医療共済	2,530	262,570	2,200	294,085
がん共済	—	38,800	—	39,800
定期医療共済	—	42,210	—	44,280
介護共済	3,840	127,127	18,325	127,428
年金共済	—	14,500	—	16,000
建物更生共済	850,754	15,105,623	1,088,277	15,258,720
合 計	1,046,404	31,817,184	1,384,972	33,208,319

注1. 金額は保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)で表示しています。

注2. こども共済は養老生命共済の内書で表示しています。

注3. J A共済は、J A、全国共済連でそれぞれ機能分担しており、組合員・利用者の皆様に密着した生活総合保障活動を行っております。共済契約は、J AとJ A共済連が共同でお引き受けをしております。

【医療系共済の入院共済金額保有高】

(単位：万円)

種 類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
医療共済	6	5,798	3	6,340
がん共済	37	1,881	50	1,894
定期医療共済	—	157	—	172
合 計	44	7,837	54	8,407

注1. 金額は入院共済金額を表示しています。

【介護共済・認知症共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高】

(単位：万円)

種 類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
介護共済	8,290	216,228	19,217	230,283
認知症共済	30,270	29,770	－	－
生活障害共済（一時金型）	65,040	353,320	128,770	343,840
生活障害共済（定期年金型）	3,450	8,856	2,710	6,756
特定重度疾病共済	74,440	202,160	73,990	225,780

注1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は、当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

【年金共済の年金保有高】

(単位：万円)

種 類	令和4年度		令和3年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
年金開始前	11,147	225,253	19,217	230,283
年金開始後	－	142,447	－	143,596
合 計	11,147	367,701	19,217	373,879

注1. 金額は、年金金額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

【短期共済新契約高】

(単位：件、万円)

種 類	令和4年度		令和3年度	
	件 数	掛 金 額	件 数	掛 金 額
火災共済	1,472	1,244	1,465	1,205
自動車共済	14,753	56,850	15,036	58,676
傷害共済	17,110	4,008	15,102	3,982
賠償責任共済	447	90	471	82
定額定期生命共済	1	2	1	2
自賠責共済	7,502	13,172	7,774	13,683
合 計	41,285	75,368	39,849	77,632

その他事業

【買取購買品取扱実績】

(単位：千円)

項 目	令和4年度		令和3年度	
	供給原価	供給高	供給原価	供給高
生産資材	3,343,322	3,677,426	3,532,170	3,865,821
肥料	700,581	747,986	547,272	606,929
農薬	1,166,204	1,263,953	1,199,244	1,280,924
飼料	1,875	1,964	1,784	1,851
農業機械	200,866	236,035	301,288	356,200
自動車	227,315	227,315	255,367	255,367
燃料	830,834	931,399	829,149	906,813
その他	215,644	268,770	398,064	457,735
生活資材	658,446	859,931	673,028	862,786
食料品	264,287	324,765	286,700	351,311
衣料品	10,055	12,673	10,961	13,656
耐久消費財	95,436	102,093	97,915	106,583
日用保健雑貨	90,295	106,667	86,368	99,777
家庭燃料	166,097	272,525	162,685	255,156
その他	32,272	41,205	28,381	36,301
合 計	4,001,769	4,537,357	4,205,199	4,728,608

【販売品販売高実績】

(単位：千円)

項 目	令和4年度		令和3年度	
	取扱高	取扱量	取扱高	取扱量
米	—	—	—	—
野菜	—	—	—	—
果実	15,146,441	48,703t	16,259,695	55,611t
畜産物	—	—	—	—
その他	—	—	164	—
合 計	15,146,441	—	16,259,859	—

【指導事業収支実績】

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和3年度
収 入	5,201	6,483
指導補助金	1,037	1,970
指導雑収入	4,164	4,513
支 出	96,555	109,884
営農改善費	227	305
生活文化改善費	6,156	7,666
組織育成費	17,805	16,310
教育情報費	1,187	389
農業振興計画費	22,655	22,322
青果指導費	46,762	61,781
農畜産指導費	—	53
その他指導費	1,760	1,057

自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和4年度		令和3年度末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	11,189,496		10,656,779	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,923,906		2,916,309	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	8,388,273		7,815,332	
うち、外部流出予定額(△)	64,391		42,910	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 58,293		△ 31,952	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14,391		18,919	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	14,391		18,919	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を講じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	104,642		215,216	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	11,308,529		10,890,915	
コア資本にかかる調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	15,797	—	28,311	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	15,797	—	28,311	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	295,564	—	233,608	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	311,362		261,920	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	10,997,167		10,628,995	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	57,139,833		57,710,283	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,325,382		2,391,296	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	2,325,382		2,391,296	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,628,829		5,713,182	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	62,768,662		63,423,466	
単体自己資本比率				
単体自己資本比率((ハ)/(ニ))	17.52		16.75	

注1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 注2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 注3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

項 目	令和4年度			令和3年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	481,850	—	—	504,274	—	—
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	8,794,773	—	—	8,607,541	—	—
外国の中央政府 及び中央銀行向け	8,978	—	—	6,793	—	—
国際決済銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,013,110	—	—	1,252,968	—	—
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	136,160,082	27,232,016	1,089,280	135,829,345	27,165,869	1,086,634
法人等向け	253,885	250,859	10,034	297,066	292,030	11,681
中小企業等向け及び個人向け	447,435	202,587	8,103	519,202	225,188	9,007
抵当権付住宅ローン	67,434	23,602	944	69,178	24,097	963
不動産取得等事業向け	207,364	207,364	8,294	231,504	231,504	9,260
三月以上延滞等	14,432	16,076	643	36,428	33,329	1,333
取立未済手形	8,331	1,666	66	8,213	1,642	65
信用保証協会等保証付	5,008,177	488,043	19,521	4,995,374	484,684	19,387
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	1,652,031	1,652,031	66,081	1,651,931	1,651,931	66,077
（うち出資等のエクスポージャー）	1,652,031	1,652,031	66,081	1,651,931	1,651,931	66,077
（うち重要な出資等のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	16,926,946	24,737,473	989,498	17,401,257	25,208,709	1,008,348
（うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資 等及びその他外部 TLAC 関連調 達手段に該当するもの以外のも のに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協 同組合連合会の対象資本調達 手段に係るエクスポージャー）	5,242,365	13,105,912	524,236	5,242,365	13,105,912	524,236
（うち特定項目のうち調整項目 に算入されない部分に係るエ クスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有し ている他の金融機関等に係る その他外部 TLAC 関連調達 手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有し ていない他の金融機関等に係 るその他外部 TLAC 関連調 達手段に係る5%基準額を上回 る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	11,684,581	11,631,560	465,262	12,158,892	12,102,796	484,111

証券化	-	-	-	-	-	-		
（うち STC 要件適用分）	-	-	-	-	-	-		
（うち非 STC 要件適用分）	-	-	-	-	-	-		
再証券化	-	-	-	-	-	-		
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-		
（うちルックスルー方式）	-	-	-	-	-	-		
（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-		
（うち蓋然性方式 250%）	-	-	-	-	-	-		
（うち蓋然性方式 400%）	-	-	-	-	-	-		
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	2,636,745	2,325,382	93,015	2,653,216	2,391,296	95,651		
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-		
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	175,341,943	58,789,134	2,351,565	175,724,442	59,362,214	2,374,488		
CVA リスク相当額 ÷ 8%	-	-	-	-	-	-		
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-		
合計（信用リスク・アセットの額）	175,341,943	58,789,134	2,351,565	175,724,442	59,362,214	2,374,488		
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	5,628,829	225,153	5,713,182	228,527
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	62,768,662	2,510,746	63,423,466	2,536,938

- 注 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことを言い、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注 5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 注 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注 8. 当 J A では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{(\text{粗利益 (正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当 J A では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

注1. 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー (地域別・業種別・残存期間別) 及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 (単位: 百万円)

項目	令和4年度					令和3年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー	
	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			
国内	171,169	8,029	8,998	—	83	171,560	8,434	8,811	—	116	
地域別残高計	171,169	8,029	8,998	—	83	171,560	8,434	8,811	—	116	
法人	農業	31	21	—	—	8	34	22	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	255	255	—	—	—	306	306	—	—	21
	電気・ガス・熱供給・水道業	4	4	—	—	—	5	5	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	136,168	1,000	—	—	—	135,837	1,000	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	10	10	—	—	—	12	12	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	9,807	809	8,998	—	—	9,860	1,049	8,811	—	—
	その他	506	386	—	—	4	564	448	—	—	—
	個人	5,859	5,540	—	—	70	5,961	5,587	—	—	95
その他	18,523	0	—	—	—	18,977	0	—	—	—	
業種別残高計	171,169	8,029	8,998	—	83	171,560	8,434	8,811	—	116	
1年以下	135,398	142	—	—	—	135,050	108	—	—	—	
1年超3年以下	615	600	—	—	—	627	617	—	—	—	
3年超5年以下	737	737	—	—	—	744	744	—	—	—	
5年超7年以下	707	707	—	—	—	1,131	1,131	—	—	—	
7年超10年以下	1,239	938	300	—	—	968	968	—	—	—	
10年超	31,985	4,764	8,697	—	—	32,489	4,701	8,811	—	—	
期限の定めのないもの	485	139	—	—	—	549	162	—	—	—	
残存期間別残高計	171,169	8,029	8,998	—	—	171,560	8,434	8,811	—	—	

- 注1. 国外に対するエクスポージャーはありません。
- 注2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 注3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことを言います。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 注4. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものを言います。
- 注5. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーを言います。
- 注6. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③貸倒引当金の残高及び期中増減額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度					令和3年度				
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	18	14	—	18	14	22	18	—	22	18
個別貸倒引当金	149	121	10	139	121	189	149	—	189	149

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度						令和3年度						
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的 使用	その他					目的 使用	その他			
国 内	149	121	10	139	121	—	189	149	—	189	149	—	
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別 計	149	121	10	139	121	—	189	149	—	189	149	—	
法 人	農業	10	7	—	10	7	—	10	10	—	10	10	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	19	6	10	19	6	—	33	19	—	33	19	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	4	—	—	4	—	15	—	—	15	—	—	
個 人	119	103	0	129	103	2	129	119	—	129	119	2	
業種別 計	149	121	10	189	121	2	189	149	—	189	149	2	

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高 (単位：千円)

項 目	令和4年度			令和3年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高						
リスク・ウェイト 0%	—	10,298,712	10,298,712	—	10,371,577	10,371,557
リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト 10%	—	5,008,177	5,008,177	—	4,995,374	4,995,374
リスク・ウェイト 20%	—	136,168,414	136,168,414	—	135,837,558	135,837,558
リスク・ウェイト 35%	—	67,434	67,434	—	69,178	69,178
リスク・ウェイト 50%	—	69,678	69,678	—	84,952	84,952
リスク・ウェイト 75%	—	447,435	447,435	—	519,202	519,202
リスク・ウェイト100%	—	16,173,950	16,173,950	—	16,810,740	16,810,740
リスク・ウェイト150%	—	10,463	10,463	—	10,585	10,585
リスク・ウェイト200%						
リスク・ウェイト250%	—	5,242,365	5,242,365	—	5,242,365	5,242,365
その他	—	311,362	311,362	—	261,920	261,920
リスク・ウェイト 1250%	—	—	—	—	—	—
合 計	—	173,797,994	173,797,994	—	174,203,455	174,203,455

注1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2. 「格付あり」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

注3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

●信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

- 「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

- 適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。
- 保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関又は、証券会社、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付けがA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

- 貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件を全て満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和4年度		令和3年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
わが国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	5,009	—
中小企業等向け及び個人向け	716	—	1,720	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	2,000	—
合 計	9,919	—	8,729	—

注1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

注2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

注5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●金融リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

○リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

○金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

○ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点)

特段ありません。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,244	1,254	367	349
2	下方パラレルシフト	0	0	0	2
3	スティーブ化	1,126	1,168		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	110	83		
6	短期金利低下	68	0		
7	最大値	1,244	1,254	367	349
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	10,997		10,628	

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

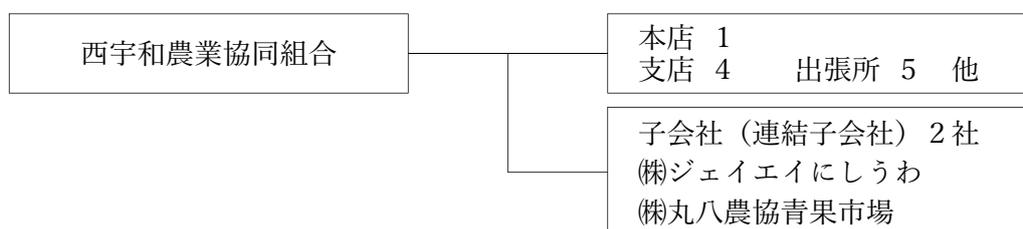
用語	内容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
基本的項目（Tier I）	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本の中心となるものであり、出資金や資本準備金、利益準備金などが該当します。
補完的項目（Tier II）	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本のうち基本的項目を補完するものであり、一般貸倒引当金や負債性資本調達手段などが該当します。
控除項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本から除くものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額や証券化エクスポージャーの一部などが該当します。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。2年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役員取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるものことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。

用語	内容
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新B I S規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
再構築コスト	同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つ I/O ストリップス	信用補完機能を持つ I/O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受け取る権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
△EVE	金利ショックに対する経済的価値（EVE：Economic Value of Equity）の減少額。
△NII	金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益（NII：Net Interest Income）の減少額。

連結情報（グループの概況）

●グループの事業系統図

西宇和農業協同組合のグループは、当組合、子会社2社で構成されています（令和5年3月末時点）。



●子会社等の状況

（単位：千円、％）

会社名	(株)ジェイエイにしうわ	(株)丸八農協青果市場
代表者名	代表取締役社長 都築雅秀	代表取締役社長 都築雅秀
設立年月日	平成8年10月1日	昭和51年10月10日
事業内容	オートパル・葬祭・保険代理	青果卸売市場
所在地	八幡浜市八代1-1-35	八幡浜市松柏乙1014-1
資本金総額	60,000	40,000
うち組合出資額	59,950	28,630
組合出資比率	99.9	71.6
総資産額	390,432	400,770
純資産額	330,858	221,486

●連結事業概況

（1）事業の概況

令和4年度の当JAの連結決算は、(株)ジェイエイにしうわ・(株)丸八農協青果市場を連結し、連結法を適用しています。

連結決算の内容としては、連結事業収益8,038百万円、連結当期剰余金574百万円、連結純資産13,646百万円、連結総資産191,061百万円で、連結自己資本比率は18.31%となりました。

（2）連結子会社の事業概況

① (株)ジェイエイにしうわ

ア オートパル

車輛販売においては、半導体などの部品不足により、納車遅れの状況が続いており、計画270台に対し198台（前年比△25台）となりました。

車検整備においては、計画2,070台に対し1,888台（前年比△105台）となりました。

オートパルの事業総利益は、120,167千円（計画比92.9%、△9,172千円、前年比97.1%）となりました。

（単位：台、千円、％）

項目	計 画	実 績	計 画 比
車 輛 販 売	270	198	73.3
車 検 台 数	2,070	1,888	91.2
事 業 総 利 益	129,339	120,167	92.9

イ 葬祭センター

家族葬の定着化による葬儀の小規模化が提供する食事や返礼品の減少に直結するため取扱金額の減少に見舞われたことや、葬祭担当社員の欠員等の影響により葬儀件数、取扱金額ともに目標未達となりました。

葬祭事業の事業総利益は、60,972 千円（計画比 84.1%、△ 11,493 千円、前年比 92.8%）となりました。

（単位：件、千円、%）

項 目	計 画	実 績	計 画 比
葬 儀 件 数	260	216	83.0
事 業 総 利 益	72,465	60,972	84.1

ウ 損保（共栄火災代理店）

損保事業は火災保険、ゴルフ保険などを中心に新種保険などを推進することで加入者の確保に取り組みました。6 種類の取扱件数は 448 件、取扱金額は 13,323 千円（前年比 107.2%）となりました。

損保事業の事業総利益は、2,327 千円（計画比 106.3%、前年比 103.5%）となりました。

② ㈱丸八農協青果市場

ア 販売概況

果実においては、春先の愚図ついた天候や夜温の低下、梅雨時期の少雨、7 月末頃から猛暑日が続く、9 月に入っても残暑が厳しく 11 月に入っても朝晩は肌寒さを感じるものの、日中は比較的暖かく推移しました。極早生の販売も夏場の天候不順、9 月の気温高により着色の遅れなどがあり、数量減、単価前年並みで推移し、早生については、食味はまずまずで単価高の販売で推移しました。また、年明けの中晩柑類は、1 月の寒害被害などの影響で厳しい販売となり、いよかんについては、近年生産量が減少傾向にあります。野菜も春先の天候不順などの影響で入荷量は減少し売上高は伸び悩みました。その後も高値と安値が入れ替わる異例の展開となりました。また、前年同様、国産品の需要は高まってはいるものの人口減や産直市場の設立、インターネット販売におされ、消費者の小売店離れが進み、安定入荷・集客維持が大きな課題となっています。

（単位：t、百万円、%）

項 目	果 実		野 菜 他		合 計	
	実 績	前年比	実 績	前年比	実 績	前年比
取 扱 量	11,113	81.0	355	90.0	11,468	81.0
売 上 高	1,318	91.0	85	96.0	1,403	92.0

●最近 5 年間の連結事業年度の主要な経営指標

（単位：千円、%）

項 目	令和 4 年	令和 3 年	令和 2 年	令和元年	平成30年度
連結事業収益	8,038,927	8,192,614	9,667,980	9,629,494	10,097,024
信用事業	1,117,065	1,115,089	1,182,133	1,182,595	1,290,398
共済事業	637,308	698,575	714,909	739,891	774,910
農業関連事業	4,659,738	4,705,151	6,092,071	5,791,214	5,852,935
その他事業	1,624,815	1,673,798	1,678,865	1,915,792	2,178,780
連結経常利益	741,588	747,091	820,253	612,703	664,043
連結当期利益	649,841	529,726	779,559	507,075	395,888
連結純資産額	13,646,199	13,414,578	13,303,523	12,754,359	12,581,165
連結総資産額	191,061,019	174,894,882	173,604,120	167,178,690	166,945,119
連結自己資本比率	18.31	17.50	16.97	16.47	16.01

直近の2連結事業年度における財産の状況

●連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和3年度	科 目	令和4年度	令和3年度
1. 信用事業資産	153,448,899	153,664,957	1. 信用事業負債	153,922,411	154,342,988
(1)現金	487,325	508,522	(1)貯金	153,717,647	154,207,319
(2)預金	135,188,303	134,859,777	(2)譲渡性貯金	—	—
(3)コールローン	—	—	(3)売現先勘定	—	—
(4)買現先勘定	—	—	(4)借入金	0	0
(5)買入手形	—	—	(5)外国為替	—	—
(6)買入金銭債権	—	—	(6)その他の信用事業負債	204,763	135,668
(7)商品金銭債権	—	—	(7)諸引当金	—	—
(8)商品有価証券	—	—	(8)債務保証	—	—
(9)金銭の信託	—	—	2. 共済事業負債	494,332	553,548
(10)有価証券	9,478,110	9,637,320	3. 経済事業負債	21,156,590	4,487,341
(11)貸出金	8,203,720	8,631,804	4. 設備借入金	—	—
(12)外国為替	—	—	5. 雑負債	608,991	612,397
(13)その他の信用事業資産	204,125	173,325	6. 諸引当金	531,497	626,091
(14)債務保証見返勘定	—	—	(1)賞与引当金	69,855	74,473
(15)貸倒引当金	△ 112,685	△ 145,791	(2)退職給付に係る負債	442,858	518,928
2. 共済事業資産	12,108	23,739	(3)その他引当金	18,783	32,689
3. 経済事業資産	21,426,525	4,586,177	7. 繰延税金負債	—	46,909
4. 雑資産	1,838,023	2,133,209	8. 再評価に係る繰延税金負債	730,573	748,805
5. 固定資産	7,529,645	7,681,083	負債の部合計	177,444,396	161,418,081
6. 外部出資	6,805,816	6,805,716	非支配株主持分	62,222	62,222
7. 繰延税金資産	91,799	—	1. 出資金	2,863,896	2,882,640
8. 長期前払費用	—	—	2. 回転出資金	—	—
資産の部合計	191,152,818	174,894,882	3. 資本準備金	707	707
			4. 連結剰余金	8,789,815	8,206,860
			5. 土地再評価差額金	1,594,808	1,642,490
			6. その他有価証券等評価差額金	328,029	601,375
			7. 退職給付に係る調整累計額	68,941	80,503
			純資産の部合計	13,646,199	13,414,578
			負債及び純資産の部合計	191,152,818	174,894,882

●連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和3年度
1. 事業総利益	3,474,273	3,574,729
(1) 信用事業収益	1,117,065	1,115,089
資金運用収益	1,029,166	1,051,411
役務取引等収益	15,711	16,262
その他経常収益	72,188	47,414
(2) 信用事業費用	59,481	38,080
資金調達費用	28,178	27,566
役務取引等費用	10,110	9,710
その他事業直接費用	12,258	—
その他経常費用	8,933	803
信用事業総利益	1,057,584	1,077,008
(3) 共済事業収益	637,308	698,575
(4) 共済事業費用	47,233	54,361
共済事業総利益	590,074	644,214
(5) その他事業収益	6,284,553	6,378,949
(6) その他事業費用	4,457,937	4,525,443
その他事業総利益	1,826,615	1,853,506
2. 事業管理費	2,942,296	3,019,454
(1) 人件費	2,030,552	2,077,746
(2) 業務費	226,395	216,969
(3) 諸税負担金	99,384	110,401
(4) 施設費	581,095	609,078
(5) その他の費用	4,868	5,257
事業利益	531,977	555,275
3. 事業外収益	226,117	202,883
(うち持分法による投資益)	—	—
4. 事業外費用	16,506	11,067
(うち持分法による投資損)	—	—
経常利益	741,588	747,091
5. 特別利益	709	356
6. 特別損失	92,456	217,721
税引前当期純利益	649,841	529,726
7. 法人税・住民税	151,612	169,642
8. 法人税等調整額	△ 80,212	△ 7,046
法人税等合計	71,400	162,596
少数株主損益調整前当期純利益	578,441	367,130
10. 少数株主利益	3,721	3,721
当期剰余金	574,719	363,408

●連結キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（単位：千円）

科 目	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	649,841	529,726
減価償却費	214,562	260,691
減損損失	91,584	212,847
連結調整勘定償却額	—	—
貸倒引当金の増加額	△ 32,563	△ 43,889
賞与引当金の増加額	△ 4,618	1,618
その他引当金の増加額	△ 13,906	6,790
退職給付に係る負債の増加額	△ 87,632	△ 48,193
信用事業資金運用収益	△ 907,829	△ 934,396
信用事業資金調達費用	28,177	27,565
共済貸付金利息	—	—
共済借入金利息	—	—
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 151,102	△ 152,090
支払雑利息	1,818	2,269
為替差損益	—	—
有価証券関係損益	6,956	7,179
金銭の信託の運用損益	—	—
固定資産売却損益	△ 871	△ 4,873
持分法による投資損益	—	—
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増減	428,084	523,010
預金の純増減	△ 1,365,000	△ 1,403,000
貯金の純増減	△ 489,672	1,578,017
信用事業借入金の純増減	—	△ 1,746
その他の信用事業資産の純増減	△ 118	△ 2,468
その他の信用事業負債の純増減	118	△ 859
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済貸付金の純増減	—	—
共済借入金の純増減	—	—
共済資金の純増減	△ 50,960	25,042
未経過共済付加収入の純増減	△ 7,294	△ 8,810
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	81,929	74,752
経済受託債権の純増減	△ 16,586,923	△ 222,619
棚卸資産の純増減	△ 335,897	△ 37,702
支払手形及び経済事業未払金の純増減	△ 84,113	△ 434,959
経済受託債務の純増減	16,753,362	59,074
（その他の資産及び負債の増減）		
その他の資産の純増減	295,186	335,382

(単位：千円)

科 目	令和4年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
その他の負債の純増減	△ 35,974	27,927
未払消費税等の増減額	—	—
信用事業資金運用による収入	877,147	983,731
信用事業資金調達による支出	40,800	△ 55,421
共済貸付金利息による収入	11,631	△ 838
共済借入金利息による支出	△ 963	△ 3,576
事業の利用分量に対する配当金の支払額	—	—
小 計	△ 674,240	1,300,181
雑利息及び出資配当金の受取額	151,102	152,090
雑利息の支払額	△ 1,818	△ 2,269
法人税等の支払額	△ 166,679	△ 155,997
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 691,635	1,294,005
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 393,880	△ 997,550
有価証券の売却による収入	200,478	—
有価証券の償還による収入	—	—
金銭の信託の増加による支出	—	—
金銭の信託の減少による収入	—	—
補助金の受入れによる収入	—	—
固定資産の取得による支出	△ 167,367	△ 206,233
固定資産の売却による収入	13,529	29,843
外部出資による支出	△ 100	△ 40
外部出資の売却等による収入	—	21,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 347,340	△ 1,152,980
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	—	—
出資の増額による収入	51,434	62,970
出資の払戻しによる支出	△ 23,515	△ 59,680
回転出資金の受入による収入	—	—
持分の取得による支出	—	—
持分の譲渡による収入	—	—
出資配当金の支払額	△ 42,898	△ 43,015
非支配株主への配当金支払額	△ 3,721	△ 571
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 18,700	△ 40,296
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	△ 1,057,671	100,732
6 現金及び現金同等物の期首残高	4,869,299	4,768,567
7 現金及び現金同等物の期末残高	3,811,628	4,869,299

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1 連結の範囲に関する事項

連結される子会社・子法人・・・・・・・・・・2社
 (株)ジェイエイにしうわ
 (株)丸八農協青果市場

2 持分法の適用に関する事項

なし

3 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項

連結される全ての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

4 のれんの償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

5 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

6 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

(1) 現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結決算貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	135,675,628 千円
定期性預金及び譲渡性預金	131,864,000 千円
現金及び現金同等物	3,811,628 千円

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式：移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの ：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 購買品（店舗在庫以外）：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 購買品（店舗在庫） ：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権（破綻懸念先）については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち、元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

上記以外の債権については、主として貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査担当部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8 年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が買取又は受託により集荷して取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③その他事業（利用事業）

選果場等の施設を設置して共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、そのため科目別金額の合計額はそれぞれの合計欄の金額と一致していません。

8 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 受託販売における共同計算の会計処理の方法

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する販売立替金（運賃、資材等）及び販売品の販売委託者に支払った販売仮渡金（前渡金、内渡金等）を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売仮受金（販売代金）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（運賃、荷造経費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

III. 会計方針の変更に関する注記

1 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）

以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

IV. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

1 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 91,585 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年6月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

V. 会計上の見積りの変更に関する注記

耐用年数の変更

当組合が保有する機械設備のうち選果機及び光センサーについては、従来、耐用年数を7年として減価償却を行っていましたが、当事業年度において耐用年数をそれぞれ12年と10年に見直し、将来にわたり変更しております。

当組合では、従前より高性能な選果機等の導入を進めてまいりましたが、当事業年度において、高性能な選果機等が長期間使用できることが顕在化しました。これにより、従来の耐用年数と経済的使用可能予測期間との乖離が明らかになったことから、それぞれの耐用年数にわたって費用配分することが当組合の実態をより適切に反映できると判断しています。

この変更により、従来と比べて当事業年度の利用事業の事業収益、事業費用が2,025千円減少しますが、事業利益、経常利益、税引前利益には影響ありません。

VI. 貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は8,861,548千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 1,871,961 千円 機械装置 6,985,045 千円 その他の有形固定資産 4,542 千円

2 担保に供している資産

定期預金5,000,000千円を当座貸越の担保に供しています。また、定期預金100,000千円を指定金融機関の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額	212 千円
子会社に対する金銭債務の総額	461,919 千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額	73,651 千円
--------------------------	-----------

5 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるもの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 124,276 千円、危険債権額は 110,850 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 235,127 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が

再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 3,313,663 千円

○同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める、当該事業用の土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

VII. 損益計算書に関する注記

1 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、出張所、給油所ごとに、また、業務外固定資産（賃貸固定資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、経済センター等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。当期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
三 瓶 給 油 所	一般資産	土地・機械装置・その他の有形固定資産	
大 平 給 油 所	〃	土地・機械装置・その他の有形固定資産	
A コープみかめ	賃貸資産	土地・建物	
二及代物弁済	遊休資産	土地	
双 岩 事 務 所	〃	土地	
磯 津 事 業 所	〃	土地	
周 木 事 業 所	〃	土地・その他の有形固定資産	
二 及 事 業 所	〃	土地	
蔵 貫 事 業 所	〃	土地	
皆 江 事 業 所	〃	土地	
三 崎 住 宅	〃	土地	
二 名 津 事 業 所	〃	土地	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一般資産（三瓶給油所、大平給油所）は、当該事業所の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

賃貸用固定資産（Aコープみかめ）は、使用価値が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産（二及代物弁済、双岩事務所、磯津事業所、周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、皆江事業所、三崎住宅、二名津事業所）は、当該土地の時価が下落しているため、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

三 瓶 給 油 所	483 千円	(土地 434 千円、機械装置 38 千円、その他の有形固定資産 10 千円)
大 平 給 油 所	1,105 千円	(土地 1,079 千円、機械装置 21 千円、その他の有形固定資産 3 千円)
A コープみかめ	80,145 千円	(土地 63,275 千円、建物 16,869 千円)
二 及 代 物 弁 済	1,982 千円	(土地 1,982 千円)
双 岩 事 務 所	717 千円	(土地 717 千円)
磯 津 事 業 所	725 千円	(土地 725 千円)
周 木 事 業 所	2,094 千円	(土地 2,093 千円、その他の有形固定資産 0 千円)
二 及 事 業 所	1,239 千円	(土地 1,239 千円)
蔵 貫 事 業 所	1,252 千円	(土地 1,252 千円)
皆 江 事 業 所	1,102 千円	(土地 1,102 千円)
三 崎 住 宅	18 千円	(土地 18 千円)
二 名 津 事 業 所	718 千円	(土地 718 千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

三瓶給油所、大平給油所、Aコープみかめ、二及代物弁済、双岩事務所、磯津事業所、周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、皆江事業所、三崎住宅、二名津事業所の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、固定資産税評価額を合理的に調整し算出しています。

2 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、8,763千円の棚卸評価損が含まれています。

VIII. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体な

どへの貸付、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債などの債券の運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は全て債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。通常の貸出取引については、本店に業務課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において、資産の健全性の維持・向上を図るため資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.08% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 5,351 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が

ない場合には、合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（3）に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	135,158,331	135,137,574	△ 20,757
有 価 証 券	9,478,110	9,478,110	
その他有価証券	9,478,110	9,478,110	—
貸 出 金	8,203,720		
貸倒引当金(*1)	△ 112,685		
貸倒引当金控除後	8,091,035	8,375,328	284,293
資 産 計	152,727,477	152,991,012	263,535
貯 金	154,179,566	154,181,724	2,157
負 債 計	154,179,566	154,181,724	2,157

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

○資産

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつて算定しています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用して算定しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によつて算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

○負債

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	6,894,396

(*1) 外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	135,158,331	—	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—	8,900,000
満期保有目的 の 債 券	—	—	—	—	—	—
その他有価証券の うち満期があるもの	—	—	—	—	—	8,900,000
貸 出 金 (*1, 2)	1,186,172	723,129	667,137	534,327	518,706	4,491,077
合 計	136,344,504	723,129	667,137	534,327	518,706	13,391,077

(*1) 貸出金のうち、当座貸越307,220千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等83,169千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金 (*1)	147,003,634	4,188,784	2,023,019	386,659	367,980	209,489

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

IX. 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次の通りです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	種 類	貸 借 対 照 表 計 上 額	取得原価又は 償 却 原 価	差 額 (*)
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国 債	8,208,410	7,574,046	634,363
	地方債	208,800	203,325	5,474
	小 計	8,417,210	7,777,371	639,838
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	国 債	1,060,900	1,195,729	△ 134,829
	地方債	—	—	—
	小 計	1,060,900	1,195,729	△ 134,829
合 計		9,478,110	8,973,101	505,008

*なお、上記差額から繰延税金負債176,979千円を差し引いた額328,029千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

		売却額	売却損
債	券	188,220	12,258
	国債	188,220	12,258

X. 退職給付に係る注記

1 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。退職金共済制度の積立金は1,172,224千円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務（控除後）		844,390千円
勤務費用		6,696千円
利息費用		6,079千円
数理計算上の差異の発生額	△	718千円
退職給付の支払額	△	111,537千円
期末における退職給付債務（控除後）		744,911千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産		372,449千円
期待運用収益		3,873千円
数理計算上の差異の発生額	△	69千円
年金制度への拠出金		13,046千円
退職給付の支払額	△	41,420千円
期末における年金資産		347,879千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務（控除前）		1,917,136千円
（うち特定退職共済制度）	△	1,172,224千円
退職給付債務（控除後）		744,911千円
年金資産	△	347,879千円
未積立退職給付債務		397,032千円
未認識過去勤務費用		79,048千円
未認識数理計算上の差異		16,253千円
貸借対照表計上額純額		492,334千円
退職給付引当金		492,334千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用		6,696千円
利息費用		6,079千円
期待運用収益	△	3,873千円
数理計算上の差異の費用処理額	△	5,201千円
過去勤務費用の費用処理額	△	11,428千円
小計	△	7,727千円
特定退職共済制度への拠出金		75,309千円
臨時に支払った割増退職金		2,268千円
合計		69,849千円

(6) 年金資産の主な内容

年金資産の合計額に対する主な分類ごとの比率は、次の通りです。

一般勘定	100%
------	------

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.72%
長期期待運用収益率	1.04%

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 23,676 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、213,537 千円となっています。

XI. 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	賞与引当金	18,739 千円
	退職給付引当金	136,179 千円
	貸倒引当金	30,099 千円
	雑損失	20,387 千円
	減損損失	297,235 千円
	その他有価証券評価差額金	37,293 千円
	役員退職慰労引当金	5,146 千円
	その他	40,754 千円
	繰延税金資産 小計	585,836 千円
	評価性引当額	△ 290,271 千円
繰延税金資産 合計 (A)	295,564 千円	
繰延税金負債	有形固定資産（資産除去債務）	△ 425 千円
	その他有価証券評価差額金	△ 176,979 千円
	繰延税金負債 合計 (B)	△ 177,404 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	118,159 千円	

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.49%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.22%
住民税均等割等	0.84%
評価性引当額の増減	△ 16.17%
その他	△ 1.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.50%

XII. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XIII. その他の注記

1 リース取引に関する注記

リース会計基準に基づく、当事業年度末におけるリース資産の内容は、以下のとおりです。

(1) ファイナンス・リース取引（借手側）

①所有権移転ファイナンス・リース取引

太陽光設備（中央共選）

太陽光設備（経済センター）

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

(2) オペレーティング・リース取引（借手側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。

(単位：千円)

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	4,800	18,625	23,425

●連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目		令和4年度	令和3年度
資本剰余金の部	資本剰余金期首残高	707	707
	資本剰余金増加額	—	—
	資本剰余金減少額	—	—
	資本剰余金期末残高	707	707
利益剰余金の部	利益剰余金期首残高	8,206,859	7,823,123
	利益剰余金増加額	622,401	426,751
	当期剰余金	574,719	363,408
	利益剰余金減少額	42,898	43,015
	配当金	42,898	43,015
	利益剰余金期末残高	8,786,362	8,206,859

●農協法に基づく開示債権

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減
破綻先債権額及びこれらに準ずる債権額	124,276	206,065	△ 81,788
危険債権額	110,850	52,670	58,180
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—

注1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

●連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

事業名	項目	令和4年度	令和3年度
信用事業	事業収益	1,117,065	1,115,089
	経常利益	445,766	435,864
	資産の額	160,045,547	160,275,717
共済事業	事業収益	637,308	698,575
	経常利益	219,769	255,465
	資産の額	2,927,572	3,059,998
農業関連事業	事業収益	4,659,738	4,705,151
	経常利益	446,775	429,532
	資産の額	20,853,434	7,990,675
その他事業	事業収益	1,624,815	1,673,798
	経常利益	△ 370,723	△ 373,771
	資産の額	7,234,365	3,568,491
計	事業収益	8,038,927	8,192,614
	経常利益	741,588	747,091
	資産の額	191,061,019	174,894,882

●連結自己資本比率の状況

令和5年3月末における自己資本比率は、18.31%となりました。

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	西宇和農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,923百万円 (2,915百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

連結自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和4年度		令和3年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	11,610,954		11,046,743	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,923,906		2,916,309	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	8,789,815		8,206,860	
うち、外部流出予定額(△)	43,465		43,465	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 59,303		△ 32,962	
コア資本に算入される評価・換算差額等	-		-	
うち、退職給付に係るものの額	-		-	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	62,222		62,222	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14,391		18,919	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	14,391		18,919	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を講じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	104,642		215,216	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	11,792,211		11,343,102	
コア資本にかかる調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	27,588	-	36,521	-
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	27,588	-	36,521	-
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	268,352	-	201,927	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	295,941		238,449	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	11,496,269		11,104,652	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	57,139,833		57,710,283	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,325,382		2,391,296	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	2,325,382		2,391,296	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,628,829		5,713,182	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	62,768,662		63,423,466	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	18.31		17.50	

注1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。

注2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

注3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

項 目	令和4年度			令和3年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	487,325	—	—	504,274	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,794,773	—	—	8,607,541	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	8,978	—	—	6,793	—	—
国際決済銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,013,110	—	—	1,252,968	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	136,160,082	27,232,016	1,089,280	135,829,345	27,165,869	1,086,634
法人等向け	253,885	250,859	10,034	297,066	292,030	11,681
中小企業等向け及び個人向け	447,435	202,587	8,103	519,202	225,188	9,007
抵当権付住宅ローン	67,434	23,602	944	69,178	24,097	963
不動産取得等事業向け	207,364	207,364	8,294	231,504	231,504	9,260
三月以上延滞等	14,432	16,076	643	36,428	33,329	1,333
取立未済手形	8,331	1,666	66	8,213	1,642	65
信用保証協会等保証付	5,008,177	488,043	19,521	4,995,374	484,684	19,387
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	1,652,031	1,652,031	66,081	1,651,931	1,651,931	66,077
（うち出資等のエクスポージャー）	1,652,031	1,652,031	66,081	1,651,931	1,651,931	66,077
（うち重要な出資等のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	16,926,946	24,737,473	989,498	17,401,257	25,208,709	1,008,348
（うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資 等及びその他外部 TLAC 関連調 達手段に該当するもの以外のも のに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協 同組合連合会の対象資本調達 手段に係るエクスポージャー）	5,242,365	13,105,912	524,236	5,242,365	13,105,912	524,236
（うち特定項目のうち調整項目 に算入されない部分に係るエ クスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有し ている他の金融機関等に係る その他外部 TLAC 関連調達 手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有し ていない他の金融機関等に係 るその他外部 TLAC 関連調 達手段に係る5%基準額を上回 る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	11,684,581	11,631,560	465,262	12,158,892	12,102,796	484,111

証券化	-	-	-	-	-	-
（うち STC 要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非 STC 要件適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
（うちルックスルー方式）	-	-	-	-	-	-
（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式 250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式 400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	2,636,745	2,325,382	93,015	2,653,216	2,391,296	95,651
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	175,341,943	58,789,134	2,351,565	175,724,442	59,362,214	2,374,488
CVA リスク相当額 ÷ 8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	175,341,943	58,789,134	2,351,565	175,724,442	59,362,214	2,374,488
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	5,628,829	225,153	5,713,182	228,527		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
	62,768,662	2,510,746	63,423,466	2,536,938		

- 注 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことを言い、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150% になったエクスポージャーのことで、
- 注 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注 5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことで、
- 注 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注 8. 当 JA では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●信用リスクに関する事項

①リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA 以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続き等は定めていません。JA の信用リスク管理の方針及び手続き等の具体的内容は、単体の開示内容（P.19）をご覧ください。

②標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

注1. 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③信用リスクに関するエクスポージャー (地域別・業種別・残存期間別) 及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 (単位: 百万円)

項目	令和4年度					令和3年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー	
	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			
国内	171,169	8,029	8,998	—	83	171,560	8,434	8,811	—	116	
地域別残高計	171,169	8,029	8,998	—	83	171,560	8,434	8,811	—	116	
法人	農業	31	21	—	—	8	34	22	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	255	255	—	—	—	306	306	—	—	21
	電気・ガス・熱供給・水道業	4	4	—	—	—	5	5	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	136,168	1,000	—	—	—	135,837	1,000	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	10	10	—	—	—	12	12	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	9,807	809	8,998	—	—	9,860	1,049	8,811	—	—
	その他	506	386	—	—	4	564	448	—	—	—
	個人	5,859	5,540	—	—	70	5,961	5,587	—	—	95
その他	18,523	0	—	—	—	18,977	0	—	—	—	
業種別残高計	171,169	8,029	8,998	—	83	171,560	8,434	8,811	—	116	
1年以下	135,398	142	—	—	—	135,050	108	—	—	—	
1年超3年以下	615	600	—	—	—	627	617	—	—	—	
3年超5年以下	737	737	—	—	—	744	744	—	—	—	
5年超7年以下	707	707	—	—	—	1,131	1,131	—	—	—	
7年超10年以下	1,239	938	300	—	—	968	968	—	—	—	
10年超	31,985	4,764	8,697	—	—	32,489	4,701	8,811	—	—	
期限の定めのないもの	485	139	—	—	—	549	162	—	—	—	
残存期間別残高計	171,169	8,029	8,998	—	—	171,560	8,434	8,811	—	—	

注1. 国外に対するエクスポージャーはありません。

注2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことを言います。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

注4. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものを言います。

注5. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーを言います。

注6. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

④貸倒引当金の残高及び期中増減額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度					令和3年度				
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	18	14	—	18	14	22	18	—	22	18
個別貸倒引当金	149	121	10	139	121	189	149	—	189	149

⑤業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度						令和3年度						
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的 使用	その他					目的 使用	その他			
国 内	149	121	10	139	121	—	189	149	—	189	149	—	
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別 計	149	121	10	139	121	—	189	149	—	189	149	—	
法 人	農業	10	7	—	10	7	—	10	10	—	10	10	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	19	6	10	19	6	—	33	19	—	33	19	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	4	—	—	4	—	15	—	—	15	—	—	
個 人	119	103	0	129	103	2	129	119	—	129	119	2	
業種別 計	149	121	10	189	121	2	189	149	—	189	149	2	

⑥信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

項 目	令和4年度			令和3年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	10,298,712	10,298,712	—	10,371,577	10,371,577
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	5,008,177	5,008,177	—	4,995,374	4,995,374
	リスク・ウェイト 20%	—	136,168,414	136,168,414	—	135,837,558	135,837,558
	リスク・ウェイト 35%	—	67,434	67,434	—	69,178	69,178
	リスク・ウェイト 50%	—	69,678	69,678	—	84,952	84,952
	リスク・ウェイト 75%	—	447,435	447,435	—	519,202	519,202
	リスク・ウェイト100%	—	16,173,950	16,173,950	—	16,810,740	16,810,740
	リスク・ウェイト150%	—	10,463	10,463	—	10,585	10,585
	リスク・ウェイト200%						
	リスク・ウェイト250%	—	5,242,365	5,242,365	—	5,242,365	5,242,365
	その他	—	311,362	311,362	—	261,920	261,920
リスク・ウェイト 1250%	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	173,797,994	173,797,994	—	174,203,455	174,203,455	

注1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2. 「格付あり」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

注3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

●信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続きは、JAのリスク管理の方針及び手続きに準じて行っています。

JAのリスク管理の方針及び手続き等の具体的内容は、単体の開示内容（P.19）をご参照下さい。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和4年度		令和3年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
わが国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	5,009	—
中小企業等向け及び個人向け	716	—	1,720	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	2,000	—
合 計	9,919	—	8,729	—

注1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

注2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

注5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●金融リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P.79）をご参照下さい。

②金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,244	1,254	367	349
2	下方パラレルシフト	0	0	0	2
3	スティーブ化	1,126	1,168		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	110	83		
6	短期金利低下	68	0		
7	最大値	1,244	1,254	367	349
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	11,496		11,104	

ディスクロージャーに関するQ & A

Q 1 ディスクロージャーってなんですか？

A ディスクロージャーとは“経営内容の公開”のことです。JAがどのようなことをやっているのか、経営内容はどうなっているのかなどの情報を開示しています。

Q 2 ディスクロージャー誌でどんなことがわかるのですか？

A JAでは、開示しなければならない項目を“JAディスクロージャー誌開示基準”として定め情報を開示しています。ポイントとなる主な項目は、Q 3以降をご覧ください。

Q 3 貸借対照表ってなんですか？

A 貸借対照表は、JAの決算期末における財政状態を明確にするため、すべての資産・負債及び純資産を記載した表です。

資産（事業をすすめるために運用している財産）

（主な資産） 現 金：本店、支店で手持ちの現金
預 金：信連などに預けているお金
有 価 証 券：国債、地方債、金融債等
貸 出 金：みなさんに貸し出しているお金
固 定 資 産：JAが所有する土地、建物など

負債（事業をすすめるために調達している財産）

（主な負債） 貯 金：みなさんから預かっているお金
借 入 金：転貸のために借り入れているお金

純資産（事業をすすめるための準備金、財産）

（主な純資産） 出 資 金：組合員のみなさんがJAに出資しているお金
準 備 金：法令で定める経営安定のための準備金
積 立 金：経営安定のために積み立てたお金

Q 4 損益計算書ってなんですか？

A 損益計算書は、JAの1年間の経営成績を明確にするため、収益と費用を記載した表です。つまり、1年間にJAがどれだけ利益を出したかを表すものです。

収入（信用部門）

（主な収入） 信連等に預けている預金利息
国債・地方債など有価証券の利息・配当金
みなさんに貸し出しているお金に対する利息 etc

費用（信用部門）

（主な費用） みなさんから預かったお金に対する支払利息
オンライン業務にかかる費用
役職員の給料
施設の維持・管理にかかる費用
法人税等の税金 etc

経常利益

通常のJA事業で発生した利益（損失）をいいます。

特別利益・損失

固定資産の売却等による収益や費用など、臨時に発生した利益（損失）をいいます。

当期末処分剰余金

経常利益に特別損益を足したのから、法人税や住民税等の税金を差し引いたものを“当期末処分剰余金”といいます。

Q 5 経営の健全性はディスクロージャー誌のどこを見ればいいですか？

A 次の項目などから、みなさんに判断していただくこととなります。

1. 資産構成

貸借対照表の資産の部で、いつでも使える余裕資金をどのくらい保有しているかを見て下さい。破綻した金融機関の場合、貸出金の割合が極端に高く、預金が少ないという状況になっています。

2. 自己資本比率

早期是正措置により、経営の健全性の客観的指標として自己資本比率が用いられます。また、自己資本比率が一定の基準に達しない金融機関に対し、経営改善や業務停止命令の発令等が行われるようになりました。したがって、自己資本比率の高い方が健全性が高いということになります。

3. 不良債権

不良債権とは、JAが貸し出したもののうち約束通り返済がされず、回収が不能となる可能性が高い貸出のことです。貸出は重要な収入源であり、返済が滞ると収益の悪化につながり、最悪の場合は自己資本で穴埋めしなければならない状況になり、経営に悪影響を及ぼします。

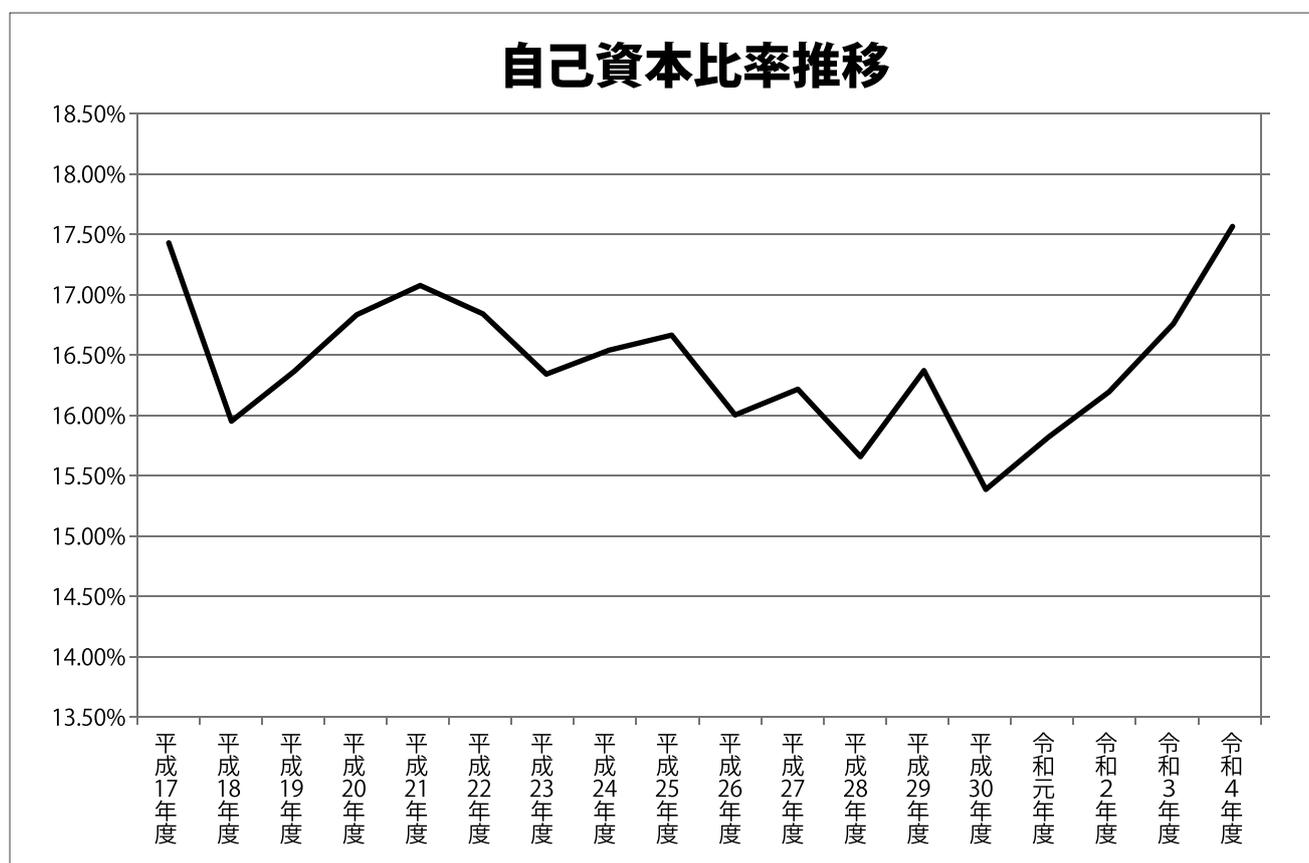
当然、不良債権が少ない方が、経営的に良い状況であることは言うまでもありません。

4. 経常利益

経常利益とは、1年間のJA事業で発生した利益をいいます。表示されている年度で黒字が続き、かつ自己資本が増強されれば、経営が健全といえます。

● 自己資本比率

令和4年度の自己資本比率は17.52%で、国内基準、国際統一基準を余裕をもって確保しています。自己資本比率の推移は次のとおりです。



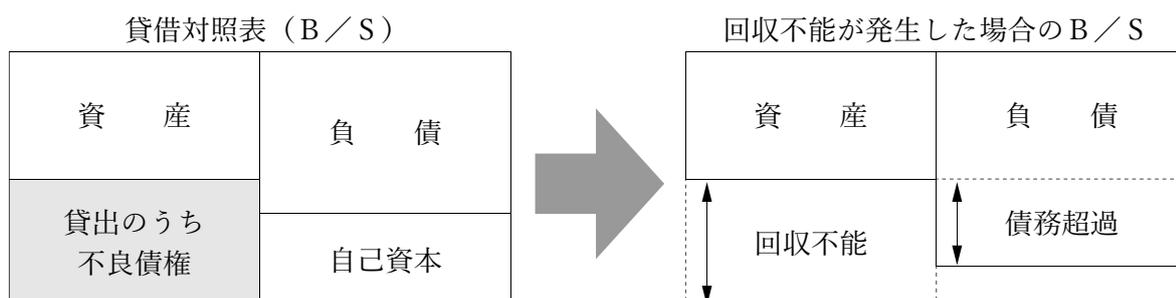
自己資本比率基準

区分	比率	措置の内容
健全	8%以上	国際統一基準
	4%以上	国内基準
1	2～4%	経営改善計画提出・実行命令
2	0～2%	自己資本充実のための計画作成、総資産圧縮、新規業務禁止、業務の縮小、事務所の廃止等
3	0%未満	業務の全部または一部の停止命令

● 不良債権

不良債権の発生は経営に重大な影響を及ぼします。当JAでは資産の自己査定を1次査定、2次査定と厳格に行い、破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に対する与信については担保・保全等の回収可能性を勘案したうえで14,391千円を一般貸倒引当金に、121,978千円を個別貸倒引当金に計上して万一の場合に備えています。

不良債権の影響



Q6 有価証券含み損(益)って何ですか？

A 有価証券・商品有価証券の時価は、市場で日々変動しています。この時価と貸借対照表の帳簿価格との差額を“有価証券含み益(損)”といいます。

時価－帳簿価格＝プラスの場合は有価証券含み益

時価－帳簿価格＝マイナスの場合は有価証券含み損 といいます。

平成12年度決算から、有価証券にかかる時価会計制度を採用し、令和4年度末では、評価差額金として328,029千円、繰延税金負債に176,979千円を計上しています。

Q7 リスク管理って何ですか？

A 金融の自由化に伴う市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、オペレーショナルリスクなどの、JAの経営に影響を及ぼす様々なリスクのコントロールをいいます。リスクが発生すると無駄なコストや信用力の低下などの弊害が発生します。それを未然に防止するため、いろいろなリスクに対する取り組みを実施しています。

Q8 JAバンクって何ですか？

A 全国に民間最大級の店舗網を展開しているJAバンク会員(JA・信連・農林中金)で構成するグループの名称です。どなたでもご利用いただける身近な金融機関として、グループ全体のネットワークと総合力でより一層の「便利」と「安心」をお届けします。

J Aバンクシステム基本方針（平成 14 年 1 月）

1. 総合力を結集し、実質的に一つの金融機関として機能する運営システムの確立
2. 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供
3. 資金を安全・効率的に運用し、経営体制・財務体力を超えた資金運用を防止
4. 破綻未然防止のため、早期に経営改善を行い、改善困難な場合は組織統合実施
5. 指定支援法人に基金を設定し、経営改善や組織統合に必要な支援を実施

上記の基本方針を会員一体として取り組むため、以下の基準に該当する会員は、対応する経営改善策を実行します。

<レベル格付>

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル 1	要改善 J A（経営点検基準）指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合	2 年以内に、要改善 J A 指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善
	実質自己資本比率 6 % 以上～ 8 % 未満	2 年以内に、格付けを解消する水準に改善
レベル 2	当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 % 未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A	1 年以内に、事業再編にかかる契約について J A 総会決議により承認を受ける
	実質自己資本比率 4 % 以上～ 6 % 未満	1 年以内に、レベル 1 の水準に改善
レベル 3	レベル 1・2 指定 J A が改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 4 % 未満	

<要改善 J A（経営点検基準）>

指定基準	改善目標期間
○ストレステスト後自己資本比率 8 % 未満 （J A にかかるストレステストの具体的な基準については、J A バンク健全化要綱で定める）	経営改善計画において定める期間

また、J Aバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年農林中金総代会において見直しを行っています。

Q 9 連結決算って何ですか？

A

子会社は、組合の事業活動の合理化等の観点から設立されていますが、全国的には多額の赤字を抱え、組合本体の経営に重大な影響を及ぼす例も見られます。そのため、税効果会計、金融商品会計、退職給付会計などの会計ビックバンの一環として、グループ全体で決算を行い、情報を開示することが平成 14 年度決算より義務付けられました。

当組合の連結対象子会社は、(株)ジェイエイにしうわと(株)丸八農協青果市場の 2 社です。詳しい連結情報は、本誌 P.82 からご覧下さい。

Q10 JAバンクセーフティネットって何ですか？

A

みなさんからお預かりした大切な貯金を守るため、JAには2つのセーフティネット（安全性を守るための仕組み）があります。組合員・利用者お皆様により一層の「安心」をお届けするための仕組みです。

JAバンク・セーフティネットの仕組み

貯金保険制度

- 貯金者を保護するための国の公的な制度

破綻未然防止システム

- 相互援助制度を一層拡充・強化
- JAバンク全体で経営状況をチェック、健全性向上への取り組み



充 実



貯金保険制度

相互援助制度

貯金保険制度

貯金者保護のための公的な制度で、JAバンク会員が加入しています。この制度は政府・日銀・農林中金・信連などの出資により設立された貯金保険機構によって運営されており収納された保険料を原資として、万一会員が経営破綻して貯金の払い戻しができなくなった場合などに貯金を一定の範囲で保護します。

相互援助制度

全国のJAバンクが協力して個々のJAの経営を支援するJAバンク独自の「相互援助制度」が一層パワーアップし、「JAバンク支援基金」を設置しました。これまでどおりの会員への援助の仕組みに加えて、万一の事態に至ることのないようJAバンク全体で経営の健全性に取り組む仕組みと、その仕組みに必要な支援を行う仕組みが加わりました。

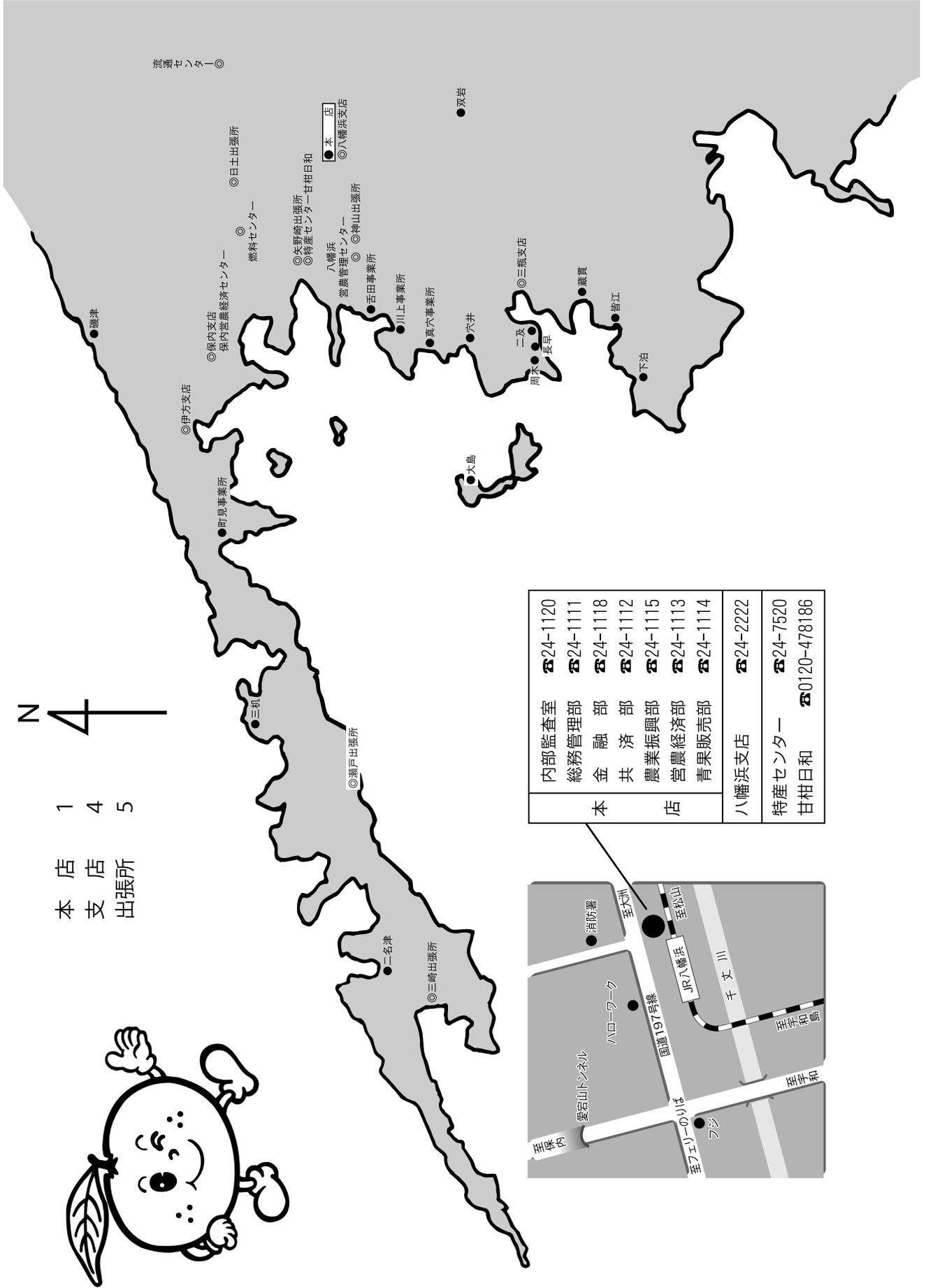
【メモ】

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

【 メ モ 】

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

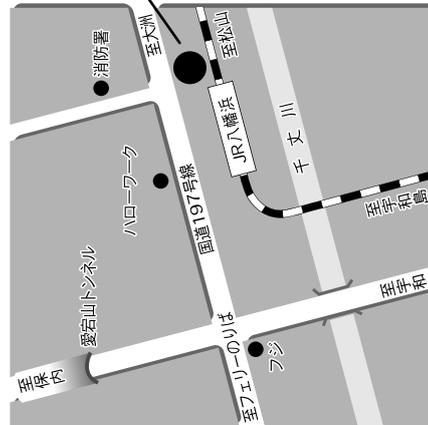
店舗所在マップ

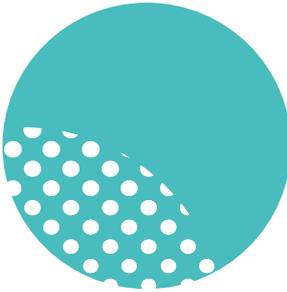


1 本店
4 支店
5 出張所



内部監査室	☎24-1120
総務管理部	☎24-1111
金融部	☎24-1118
共済部	☎24-1112
農業振興部	☎24-1115
営農経済部	☎24-1113
青果販売部	☎24-1114
八幡浜支店	☎24-2222
特産センター	☎24-7520
甘柑日和	☎0120-478186





西宇和農業協同組合

<http://www.ja-nishiuwa.jp/>

本店 / 〒796-0031 愛媛県八幡浜市江戸岡1丁目12番10号
TEL 0894-24-1111 (代) FAX 0894-24-7506